

令和5年度（令和4年度実績）
自己点検評価書

令和5(2023)年11月

九州国際大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 2. 学生	6
基準 3. 教育課程	26
基準 4. 教員・職員	39
基準 5. 経営・管理と財務	48
基準 6. 内部質保証	58
IV. エビデンス集一覧	65
エビデンス集（データ編）一覧	65
エビデンス集（資料編）一覧	66

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

九州国際大学（以下「本学」という。）は、昭和5(1930)年に北九州の勤労青年のために開設された夜学の「九州法学校」を前身とする。学園創設以来、「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有為ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神として、日常の教育活動を進め、多くの有能な卒業生を社会へ輩出してきた。

この建学の精神に謳われた「塾的精神」とは、江戸末期の適塾に見られたように、教員が学生へ学術的知識を授けるだけでなく、両者が互いにひざを突き合わせて切磋琢磨する教育研究を通じて、ともに人格的成長を目指すという理念である。

すなわち、塾的精神の要は人格を介した信頼関係にあり、教員、学生、職員相互の信頼関係の土台の上に、一人ひとりを大きく育てる教育を行うことを目指すものである。

このような塾的精神は、本学の建学以来継承される建学の精神かつ大学の基本理念であり、本学のような小規模な学びの空間においてこそふさわしいものである。

現在、本学は、大学院法学研究科、法学部及び現代ビジネス学部を設置し、地域社会貢献、国際交流、生涯学習事業等を図り、地域社会から評価される大学づくりに取り組んでいる。

2. 教育の基本理念、使命・目的

建学の精神に則り、大学における教育の使命・目的は、「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸長と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、国際社会科学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」（「九州国際大学学則」第1条第1項）、大学院法学研究科は、「九州国際大学の建学の精神に基づき、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成するために、学術的理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与すること」（「九州国際大学大学院学則」第2条）と定められている。

すなわち、各学問分野における専門知識を修得するだけでなく、国際的な視野を持ちながら、これらの知識を地域社会において活かす実践的教育を行うことが本学における教育の目的であり、また、このような能力を修得した人材を社会へ輩出することがその使命である。

さらに、本学は、教育の基本理念として「教育理念」を定めており、その内容は、平成25(2013)年6月の大学評議会（現在の教育研究協議会に相当する会議体）において一部改訂され、令和3(2021)年2月の教育研究協議会において改めて確認されている。

本学の教育理念は、次の3つのおりである。

- | |
|--|
| (1) 本学は、建学の精神に掲げられた「塾的精神」に基づいた教育を実践する。塾的精神の要は、人格を介した信頼関係にあり、教員、学生、職員相互の信頼関係の土台の上に、一人ひとりを大きく育てる教育を行う。 |
|--|

- (2) 本学は、地域社会及び国際社会で信頼される品性高き人材の育成を目標とする。北九州に根ざし、多様な価値観が存在する国際社会に対する理解力を高め、地球の未来を見据えつつ、学ぶ姿勢を生涯貫く人材を育成する。
- (3) 本学は、基礎的能力を備え、理論・実践両面に明るい人材を育成する。社会を透視できる理論の学習と共に、演習・実習を積極的に行い、人間社会と自然環境に共感し、能動的な働きかけができる人材の育成に力を注ぐ。

3. 大学の個性・特色等

本学の教育の特色は、次のとおりである。

第一に、建学以来、実学教育を重視してきたことである。

昭和 5(1930)年の「九州法学校」の建学以来、北九州の地域に立脚し、北九州の地域的特性に鑑み、この地域社会の発展に貢献する人材を輩出するための教育を重視してきた。このことは今日、北九州市を中心とした地域社会の行政や産業界において、多くの卒業生が活躍していることに結びついている。

第二に、国際的視野も備えた人材育成を目指して、異文化理解や語学など国際教育を重視してきたことである。

平成元(1989)年に八幡大学から九州国際大学へ大学名を改称した時から、国際的視野を備えた人材教育を大学の使命・目的に加えた。このように国際教育を重視するようになった背景としては、東西冷戦構造が終結した今から 30 年ほど前に、日本社会の様々な分野においてグローバル化が進展したことが挙げられる。本学は、このような社会的変化に対応して国際教育に教育の重心を置くようになった。およそ 30 年にわたって重視してきた本学の国際教育は、当初、北九州市の歴史的・地理的条件からアジア地域に重点を置くものであった。このような方針のもとで、中華人民共和国、大韓民国、インドネシア共和国、インドの大学との友好協定を締結し、海外語学実習、交換留学、国際交流等を継続的に活発に行ってきた。しかし、平成 29(2017)年の現代ビジネス学部設置後、国際共通語としての英語教育を重視し、これを強化するため、平成 28(2016)年にカナダ、平成 29(2017)年にフィリピン、令和 2(2020)年にオーストラリアの大学との語学留学等に関する覚書等を締結し、英語圏の大学との連携を強化している。英語教育を重視した国際教育の強化は、実学教育による有為な人材育成をグローバル化の進展に対応させつつ発展させることに資することになる。

第三に、地域社会へ「開かれた大学」を進めてきたことである。

それは市民に対して大学施設を開放してきたことだけではない。本学の教育研究成果をもとにした、市民向け各種公開講座の開催、北九州市年長者大学校（穴生学舎）との協力によるシニアカレッジの共同開催などが挙げられる。また教職員が公的な審議会へ委員として参加することによって地方自治体等の政策形成へ寄与してきたことや、地域の企業と連携事業を進めるなど、多様な形態で地域社会に貢献してきた。

地域貢献活動を進める上では、平成 25(2013)年 4 月に設置された「九州国際大学地域連携センター」が重要な拠点となっている。この機関の目的は、北九州地域に関する研究を推進しその成果を地域社会へ還元し、このことを通じて地域の発展に貢献することである。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年 月	内 容
昭和 5(1930)年 4 月	九州法学校開設を源流とする
昭和 15(1940)年 3 月	九州専門学校設立認可
昭和 22(1947)年 3 月	戸畑専門学校設立認可
昭和 24(1949)年 4 月	八幡専門学校に改称
昭和 25(1950)年 2 月	八幡大学設立認可
昭和 25(1950)年 4 月	八幡大学開設、法学部第一部・第二部設置
昭和 26(1951)年 4 月	法学部を法経学部に改称し、法律学科、経営経済学科の二学科を設置
昭和 28(1953)年 4 月	八幡大学短期大学（商科）を開設
昭和 33(1958)年 4 月	附属高等学校（男子部）を開設
昭和 38(1963)年 4 月	附属高等学校（女子部）を開設
昭和 45(1970)年 6 月	社会文化研究所を設置
昭和 48(1973)年 3 月	八幡大学短期大学（商科）を廃止
平成元(1989)年 4 月	八幡大学から九州国際大学に校名変更 平野キャンパスに国際商学部を設置
平成 6(1994)年 4 月	法経学部を法学部と経済学部に改組
平成 8(1996)年 4 月	大学院法学研究科（修士課程）設置
平成 9(1997)年 4 月	法学部において「昼夜開講制」を実施
平成 11(1999)年 4 月	枝光キャンパスと平野キャンパスを統合、「新キャンパス」が誕生 経済学部において「昼夜開講制」を実施 別科日本語研修課程を設置
平成 12(2000)年 4 月	平野キャンパス完成（創立 50 周年） 国際商学部国際商学科を国際ビジネス学科とアジア共生学科に改組 国際商学部において「昼夜開講制」を実施
平成 13(2001)年 4 月	九州国際大学附属中学・高等学校開設 大学院企業政策研究科（修士課程）設置 法学部に総合実践法学科増設
平成 17(2005)年 4 月	国際商学部を国際関係学部に改組
平成 21(2009)年 4 月	法学部総合実践法学科を募集停止
平成 22(2010)年 4 月	九州国際大学創起 80 周年 附属高等学校男子部・女子部を統合
平成 23(2011)年 4 月	大学学部「昼夜開講制」廃止
平成 24(2012)年 10 月	別科日本語研修課程を廃止
平成 25(2013)年 4 月	地域連携センターを設置

九州国際大学

平成 25(2013)年 7 月	九州国際大学多目的グラウンド完成
平成 26(2014)年 3 月	法学部総合実践法学科を廃止
平成 26(2014)年 4 月	基礎教育センターを設置
平成 29(2017)年 4 月	現代ビジネス学部設置、経済学部及び国際関係学部募集停止
令和 2(2020)年 4 月	大学院企業政策研究科（修士課程）募集停止
令和 3(2021)年 3 月	大学院企業政策研究科（修士課程）を廃止
令和 4(2022)年 3 月	経済学部経営学科を廃止
令和 4(2022)年 5 月	経済学部を廃止

2. 本学の現況

・ 大学名

九州国際大学

・ 所在地

平野キャンパス 北九州市八幡東区平野 1 丁目 6 番 1 号

若松グラウンド 北九州市若松区大字有毛

・ 学部構成

学部	学科	入学定員（人）
法学部	法律学科	150
現代ビジネス学部	地域経済学科	250
	国際社会学科	100
国際関係学部	国際関係学科	—
合 計		500

※国際関係学部は、平成 29(2017)年度より学生募集停止。

・ 大学院（修士課程）構成

研究科	専攻	入学定員（人）
法学研究科	法律学専攻	10
合 計		10

・ 学生数、教員数、職員数（令和5(2023)年5月1日現在）

【学部（学士課程）の学生数】 (人)

学部	学科	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
法学部	法律学科	168	142	127	160	597
	計	168	142	127	160	597
現代ビジネス学部	地域経済学科	261	265	234	265	1,025
	国際社会学科	82	70	83	82	317
	計	343	335	317	347	1,342
国際関係学部	国際関係学科	—	—	—	1	1
	計	—	—	—	1	1
合計		511	477	444	508	1,940

※国際関係学部は、平成29(2017)年度より学生募集停止。

【大学院（修士課程）の学生数】 (人)

研究科	専攻	1年次	2年次	合計
法学研究科	法律学専攻	9	7	16
合計		9	7	16

【学部（学士課程）の教員数】 (人)

学部	学科	専任	兼任	合計
法学部	法律学科	20	19	39
	計	20	19	39
現代ビジネス学部	地域経済学科	25	18	43
	国際社会学科	14	7	21
	計	39	25	64
合計		59	44	103

【大学院（修士課程）の教員数】 (人)

研究科	専攻	専任	兼任	合計
法学研究科	法律学専攻	11	3	14
合計		11	3	14

※大学院専任教員は学部兼務。

【職員数】 (人)

専任職員	嘱託職員	パート（アルバイトも含む）	派遣職員	合計
44	13	44	4	105

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

【学部（学士課程）】

本学では、教育目的である人材養成を行うため、「学力の 3 要素」の「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体性・協働して学ぶ態度」を踏まえた「入学者受入れの方針」であるアドミッション・ポリシーを定め、選抜方法及び実施方針を策定している。

このアドミッション・ポリシーは、ホームページや『入学者選抜要項』、『大学案内』、『学生便覧』に明示して、全教職員をはじめ学外へ周知している。

【大学院（修士課程）】

法学研究科は、建学の精神である「塾的精神」に基づき、現代社会の複雑化、高度化及び国際化に対応するため、国際的視野を持ちつつ、企業や行政の現場で発生する様々な問題を解決するための法知識を修得した高度専門職業人を養成に力を入れている。

そのため、アドミッション・ポリシーは、そうした教育目的に従った形で、「研究者、高度専門職業人の養成という目的のため、明確な目的意識を持ち、法律・政治に関心を有するとともに、それらの専門的知識を有している者又は修得しようとする意欲のある者を求めています」という内容で策定するとともに、この内容は、ホームページや『大学院案内』、『学生便覧』に明示して、学内外へ周知している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【学部（学士課程）】

アドミッション・ポリシーに基づいた入学者の選抜方法及び実施方針については、入試・広報委員会において審議され、教育研究協議会の議を経て、学長が決定する。

入学試験の際には、その都度実施本部を設置し、実施要項を作成し、事前に教職員で試験の実施方法を確認することで、公正かつ厳正な入学試験を実施している。

本学では、アドミッション・ポリシーに基づいて、多様な個性を持った入学志願者を受入れるために、様々な入試区分を設定し、複数の受験機会を設けた上で入学試験を行っている。

入学者選抜方法としては、一般選抜（一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜）の他に、学校推薦型選抜、総合型選抜、特別入学試験（社会人入学試験、外国人留学生入学試験）の入試区分を設けている。

令和 5 (2023)年度の入学者選抜方法は、[図表 2-1-1]に示すとおりである。

[図表 2-1-1] 令和 5(2023)年度入学者選抜方法

入試区分		選抜方法
総合型選抜	第 1 期～第 4 期	小論文、面接 書類審査（調査書・エントリーシート）
学校推薦型選抜 （前期・後期）	一般	一般推薦
	特別	指定校推薦
		専門課程推薦
		サークル推薦
一般選抜	一般選抜（前期・後期）	国語、外国語、 書類審査（活動報告書・調査書）
	大学入学共通テスト利用選抜 （前期・中期・後期・ファイナル）	国語、地理歴史・公民、数学、理科、外国語の中 から高得点 2 科目を採用 書類審査（活動報告書・調査書）
特別入学試験	社会人入学試験	小論文、面接 書類審査（成績証明書）
	外国人留学生入学試験 （前期・後期）	面接、書類審査（成績証明書・日本語能力試験 N2 以上又は日本留学試験「日本語」250 点以上 （記述含む）を有する者）
	外国人留学生指定校推薦入 学試験（前期・後期）	※上記の日本語資格を取得していない者は、 試験日に「日本語能力調査」を受験する。

入試問題については、毎年度入試問題作成部会を開催し、前年度の検証及び当該年度の作成方針を策定の上、本学教員に委嘱して作成している。

選抜方法については、毎年、学科及び入試区分ごとに入学後の学生の成績の推移についての追跡調査を実施し、その結果をもとに入試・広報委員会において検証を行っている。

また、令和 4(2022)年 4 月の入試・広報委員会では、この選抜方法がアドミッション・ポリシーに基づいて行われているかについての検証を行った。

【大学院（修士課程）】

法学研究科は、アドミッション・ポリシーに掲げる資質を有する者であれば、社会人、大学生その他経歴・学歴を問わず広く多様な者を受入れている。

その具体的な実施方法は、次のとおりである。

アドミッション・ポリシーに基づいた入学者受入れを実現するため、まず、入学志願者に対する個別進学説明会を 12 月に行い、学修内容、入学試験等についてホームページ等

で周知している。

また、ホームページでは教員の研究領域や研究業績などの研究者プロフィールを公開して、本学のアドミッション・ポリシーや研究指導環境を志願者が理解する際に役立つよう配慮している。

学生の募集（例えば、一般・社会人入学試験）は、秋期（9月）と春期（2月）の年2回行い、選抜方法は、書類審査（受験資格審査）の上、筆記試験及び面接試験（専攻科目教員と他教員一人による面接）の成績を総合して、アドミッション・ポリシーに基づき判定している。従って、受験者の筆記試験及び面接試験の成績が一定の基準に達しない場合には、定員を満たす、あるいは満たさないに関係なく、入学を許可しない。

なお、筆記試験問題は、専攻科目ごとに担当教員が作成している。

このような周知・募集方法及び選抜方法・合否判定については、法学研究科教授会で審議し、実施しているため、その都度検証の機会が設けられて、その適切性が確認されている。入学者選抜方法は、[図表 2-1-2]に示すとおりである。

[図表 2-1-2] 大学院入学者選抜方法

入試区分	選抜方法
一般入学試験	書類審査、面接 筆記試験 2 科目（入学後に研究指導を受けようとする専攻科目及びその他の法律科目又は英語）
社会人入学試験	書類審査、面接 筆記試験（入学後に研究指導を受けようとする専攻科目）
外国人留学生試験	書類審査、面接 筆記試験（入学後に研究指導を受けようとする専攻科目）

その他、大学卒業資格を有しない者についても、入学資格審査（専攻科目の課題論文と面接。課題は専攻科目担当教員作成）を行い、認定した者には上記の受験を許可しており、入学実績もある。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【学部（学士課程）】

本学の過去3年間の入学定員・入学者及び収容定員・在籍者は、[図表 2-1-3]に示すとおりである。

令和 3(2021)年度の入学定員の充足率は、法律学科 94.0%、地域経済学科 109.6%、国際社会学科 96.0%で、全学では 102.2%となった。また、令和 4(2022)年度の入学定員の充足率は、法律学科 94.7%、地域経済学科 106.0%、国際社会学科 77.0%で、全学では 96.8%となった。令和 5(2023)年度の入学定員の充足率は、法律学科 112.0%、地域経済学科 104.4%、国際社会学科 82.0%で、全学では 102.2%となり、入学定員に沿った適切な学生

受入れを行っている。

【図表 2-1-3】 入学定員・入学者及び収容定員・在籍者数一覧（過去 3 年間） (人)

学部	学科	令和3年度						令和4年度						令和5年度					
		入定	入学	充足率	収定	在籍	充足率	入定	入学	充足率	収定	在籍	充足率	入定	入学	充足率	収定	在籍	充足率
法	法律	150	141	94.0%	600	611	101.8%	150	142	94.7%	600	591	98.5%	150	168	112.0%	600	597	99.5%
	計	150	141	94.0%	600	611	101.8%	150	142	94.7%	600	591	98.5%	150	168	112.0%	600	597	99.5%
現代ビジネス	地域経済	250	274	109.6%	1,000	1,066	106.6%	250	265	106.0%	1,000	1,061	106.1%	250	261	104.4%	1,000	1,025	102.5%
	国際社会	100	96	96.0%	400	390	97.5%	100	77	77.0%	400	353	88.3%	100	82	82.0%	400	317	79.3%
	計	350	370	105.7%	1,400	1,456	104.0%	350	342	97.7%	1,400	1,414	101.0%	350	343	98.0%	1,400	1,342	95.9%
経済	経済	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	経営	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際関係	国際関係	-	-	-	-	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	計	-	-	-	-	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	合計	500	511	102.2%	2,000	2,075	103.8%	500	484	96.8%	2,000	2,006	100.3%	500	511	102.2%	2,000	1,940	97.0%

【大学院（修士課程）】

法学研究科の過去 3 年間の入学定員・志願者・入学者及び収容定員・在籍者は、[図表 2-1-4]に示すとおりである。

法学研究科の入学定員は 10 人であるところ、令和 3(2021)年度秋期(9月)・春期(2月)入試では合わせて志願者 17 人、入学者 11 人(税法)。令和 4(2022)年度は志願者 17 人、入学者 6 人(税法)、令和 5(2023)年度は志願者 19 人、入学者 9 人(税法)となった。

このような入学定員以上の入学志願者が受験し、また令和 4(2022)年度入試を除けば、入学定員程度の入学者数がある状況は、近年継続されており、それは、入学定員に沿った適切な学生受入数の維持が図られていることを示すものである。

なお、税法専攻の学生が多いのは、税理士試験科目一部免除制度のあることが理由として大きい。過去には現職の税理士の入学もあるなど、専門教育修得そのものを目的とした入学者も少なからず見られる。

【図表 2-1-4】 入学定員・志願者・入学者及び収容定員・在籍者数一覧(過去 3 年間) (人)

研究科	専攻	令和3年度						令和4年度						令和5年度								
		入定	志願	入学	充足率	収定	在籍	充足率	入定	志願	入学	充足率	収定	在籍	充足率	入定	志願	入学	充足率	収定	在籍	充足率
法学	法律学	10	17	11	110.0%	20	19	95.0%	10	17	6	60.0%	20	16	80.0%	10	19	9	90.0%	20	16	80.0%

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

【学部（学士課程）】

アドミッション・ポリシーについては、今後もホームページをはじめ『入学者選抜要項』、『大学案内』等で受験生に確実に理解してもらうよう努め、本学での学びで成長できる人材の確保を目指す。

また、各学科のアドミッション・ポリシーに基づき、適切な入学者選抜を入試・広報委員会を中心に実施することで公正・公平さを確保する。

加えて、オープンキャンパスや進学説明会、高校訪問等の広報展開を通じて、多くの受験生に本学の特色ある教育内容を知ってもらう機会の充実を図る。

他方、近年の広報活動の主軸となっているインターネット広告媒体については、志願者・入学者確保の募集戦略ツールとして積極的に活用していき、受験生の取り巻く環境の変化を適切に捉えて充足していく。

【大学院（修士課程）】

入学定員に沿った適正な学生受入数の維持については、前述のとおり適切に図られていると考えられるため、今後も現在の入試方法を維持していく。

また、学生の専攻に偏りが見られることから、今後その多様性を高めるため、学内から進学する方法について周知し、積極的に活用することでそうした偏りを改善していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【学部（学士課程）】

学修支援体制は、教務委員会及び基礎教育センター委員会等に教員と職員が参加することで、教職協働が確立されている。

具体的な学修支援については、学部を基本組織とし、教務委員会等で全学的調整を図りながら、以下の学修支援を行っている。

1. 履修指導

学生の履修登録においては、教員と職員が協力して履修説明を行っている。

また、独自の取組みとしては、1年次の春に「フレッシュャーズ・ミーティング」を1日実施している。これは、新入生が早期、かつ自然な形で大学の環境に馴染むことを企図し

たオリエンテーションで、丁寧な履修指導ガイダンスや学士課程教育の説明に配慮している。

2年次以上については、教務委員と学務事務室職員が協働で履修説明会を開催し説明を行っていたが、令和2(2020)年度からは KIU ポータルに履修の説明資料を用意し、相談を希望する学生には個別の指導を実施している。

2. 学修支援

1年次から卒業年次まで一貫して、学生一人ひとりに細やかな指導を行うことを旨としている。うち1年次は入門セミナーの担当教員が、2年次以降は専門演習（ゼミ）の担当教員が指導にあっている。さらに、平成29年度(2017年度)に導入し、平成30年度(2018年度)より稼働を開始した「学修ポートフォリオシステム」である「Assessor (以下「アセスメンター」という。)」を通じ、学生に目標と振り返り、学修の自己評価を毎学期、入力させている。

また、教員と学生の面談の記録を KIU ポータルに記載し、その内容は職員とも共有化を図っている。

【大学院（修士課程）】

大学院の学修支援としては、「九州国際大学大学院学則」及び「九州国際大学大学院法学研究科規則」に基づく履修指導を行っている。その際、新入生の状況把握や、各種の説明及び指導は、入学後の新入生ガイダンスをはじめ、指導教員及び大学院担当事務職員（学務事務室）による個別相談等で対応している。

また、大学院生研究室内の主たる備品（机・椅子等）の管理については、大学院担当事務職員（学務事務室）が対応している。このほか、例年実施している「法学研究科院生アンケート」において示された院生の履修科目に関する要望は、担当教員が対応している。このように、教職協働による学修支援体制が構築されている。

その他、文献検索の方法等の講座を実施する場合にも、講義を円滑に進めるための教職連携体制ができています。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1. TA(Teaching Assistant)等の活用

本学では、学修支援の充実を図るために SA(Student Assistant)を配置している。

1年次生に対しては、学士課程教育に自然に溶け込み、大学の環境に馴染んでいくことができることを目標にしたフレッシュャーズ・ミーティング（新入生対象のオリエンテーション）で、学生スタッフとして SA を活用している。

また、1年次必修の演習科目「入門セミナー」に SA を配置している。その目的はアクティブ・ラーニングやグループワーク形式の授業において、新入生が積極的に意見を述べたりグループワークに参加したりできるようにするためである。上級生である SA が発言や参加を促すことで、授業の活性化を図っている。その他、共通科目の「情報処理演習」、法学部の「社会実習」、「リスクマネジメント実習」などの科目に SA を配置している。これらの科目では、学生の質問に答えるなどのサポートが行われている。

さらに、基礎教育センターにも SA を配置し、対象学生が基礎学力を身につけるにあたっての、SA 及び教職員との丁寧なコミュニケーションの仕組みを整えている。

2. オフィスアワー制度

教員が、学生の質問や相談に応えるための専用時間帯としてオフィスアワーを設けている。専任教員は週 2 コマ、非常勤講師は担当講義科目の前後に設定し、多様化した学生の要望を受け、細やかな指導を行っている。各教員のオフィスアワーの時間帯について学生は、学内の掲示板や KIU ポータルで確認することができる。

3. 障がいのある学生への配慮

障がいのある学生への配慮に関しては、学生支援室が入学前に受験上及び修学上において希望する配慮等について事前相談を行っている。入学後には希望する配慮等を学務事務室より教員にメールで周知を行い、定期試験では希望に応じて別室受験、試験時間の延長、パソコン (PC) を使用した受験を認めている。

また、障がいの程度・内容に応じて個別に授業支援を行っている。支援内容については、「九州国際大学における障害のある学生への修学支援に関する基本方針」及び「九州国際大学における障害のある学生への修学支援等に関する規程」を定め、ホームページにおいて公表している。

4. 中途退学、休学及び留年などへの対応

本学では、KIU ポータルで全学生の成績と出席状況、面談記録等が把握できるようになっており、これらの情報を全ての教職員が確認することができる。これにより、学修状況に応じた指導・支援が可能となり、教職員間の共通理解が図られる体制が整っている。そして年に 2 回 (9 月と 3 月) の成績相談会では、主に当学期及び通算の取得単位数が一定の基準以下にある学生と保護者を対象に、退学、休学、留年に繋がらないよう演習担当教員が個別に面談指導している。

なお、相談会は、予約に基づく電話相談形式で実施している。

また、相談会以外でも、単位取得不足や学生生活の悩みなどの問題のある学生に対して、演習担当教員がオフィスアワーなどを利用し、個別に相談や指導を行っている。

退学や休学を希望する学生に対しては、演習担当教員が必ず面談し、学生の事情を詳しく聞き、面談内容を記録している。さらに、各学部の教授会において、学生の退学及び休学に関する面談内容等について報告し、退学や休学に至る原因を把握している [図表 2-2-1]。

【図表 2-2-1】

① 理由別の退学・除籍者数（過去3年間）

（人）

理由	法学部			現代ビジネス学部			経済学部			国際関係学部			大学全体		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
就学意欲の低下		1	7	10	8	7			—				10	9	14
進路変更（他の教育機関）	4	3	3	9	10	17			—				13	13	20
進路変更（就職）	4	9	4	11	14	19			—				15	23	23
経済的困窮	12	10	11	26	26	22	2	3	—	3	1		43	40	33
学力不足		1	3	8	8	10	1		—	1			10	9	13
身体疾患		1	1	2	1	4			—				2	2	5
心身耗弱	1	1		3	7	3			—				4	8	3
海外留学				1	2				—				1	2	0
その他		1	1	3	1	3			—				3	2	4
合計	21	27	30	73	77	85	3	3	—	4	1	0	101	108	115

② 理由別の休学者数（過去3年間）

（人）

理由	法学部			現代ビジネス学部			経済学部			国際関係学部			大学全体		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
進路変更を検討			1		1	4			—				0	1	5
経済的理由	1	1	1	2	1	3			—				3	2	4
身体疾患		3	3	1	2	5			—		1		1	5	9
留学				3	2	7			—				3	2	7
兵役			1	1	1	1			—				1	1	2
一身上の理由	2	2		1	6				—		1		3	9	0
その他		1	2	1	2	8	1		—				2	3	10
合計	3	7	8	9	15	28	1	0	—	0	1	1	13	23	37

③ 留年者数（過去3年間）（5月1日現在）

（人）

学部	学科	R3				R4				R5			
		2年次	3年次	4年次	合計	2年次	3年次	4年次	合計	2年次	3年次	4年次	合計
法	法律	6	—	17	23	9	4	17	30	4	5	11	20
現代ビジネス	地域経済	17	—	39	56	17	3	39	59	16	11	29	56
	国際社会	2	—	10	12	6	4	20	30	3	5	9	17
経済	経済	—	—	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—
	経営	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
国際関係	国際関係	—	—	3	3	—	—	1	1	—	—	1	1
合計		25	—	74	99	32	11	77	120	23	21	50	94

※令和元(2019)年度入学生より進級基準による留年を導入。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生が卒業するまでに具体的にどのような力を身につけ、どの程度の向上を図ることができたのか、自己の学修成果を振り返り、学生生活を自己管理するための仕組みとして「学修ポートフォリオシステム」である「アセスメンター」を導入している。演習担当教員においては、「アセスメンター」より取得したエビデンスをもとに、学生が積極性を身につけ、将来を見据えた学生生活を送れるように指導が行える環境が整備されている。

学修支援については、引き続き、教務委員会等で全学的な調整を図りながら、教員と職員が一体となった支援を推進する。

また、「アセスメンター」だけでなく、学生の学修達成度を数値化・可視化する仕組みの「ディプロマ・サプリメント」の構築を目指す。

学修支援において、TA(Teaching Assistant)ではなく SA(Student Assistant)を配置し、運用しているが、TA についても令和 5(2023)年度より運用を行っていく。

大学院は、今後も大学院生の学修上の要望を叶えつつ、良好な学修環境が保持できるよう教職協働を行っていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【学部（学士課程）】

学生の社会的・職業的自立、大学から社会・職業への円滑な移行を図るため、本学では、学部・学科から選出された教員及びキャリア支援室職員により構成される「就職対策委員会」を設置している。

また、教育課程にキャリア教育科目を配置し、教職一体となったキャリアサポート体制を確立している。

1. 教育課程内における指導

本学では、1 年次から 4 年次にかけて、全学で段階的かつ体系的なキャリア教育を導入している。

1 年次では、必修科目として「キャリアデザイン」を配置し、自立した社会人としての将来設計を描く力、自分に合った仕事を見出す力などを養成している。

2 年次では、「キャリアプラン」を配置し、基礎学力の底上げと就職活動に向けた業界・仕事研究を指導している。

3 年次では「キャリアプラン実践」を配置し、SPI 対策や社会常識・マナーといった社会人基礎力を養成している。

「インターンシップ」は、受入れ先企業での就業体験に加え、ビジネススキルやマナーを習得する事前学習、振り返りとレポート作成を行う事後学習からなり、これにより企業研究や職業観の醸成を実践的に進める機会となっている。受入れ先企業の斡旋に関して北九州商工会議所と協定を結ぶとともに、キャリア支援室としても学生の関心の高い企業を中心に新規開拓を継続的に行っている。

その他、法学部では「キャリア・チュートリアル」を1年次から4年次まで配置し、少人数教育できめ細かいキャリア教育を展開している。

2. 教育課程外における指導

学生の職業意識の喚起や企業・業界に対する視野を広げることを目的に、キャリア支援室では各種就職講座や企業・業界説明会を定期的に行っている。令和4(2022)年度の主なプログラムとしては、ゼミ出前講座(就活準備ガイダンス、4月)、業界研究セミナー(6月)、OB・OG座談会(7月～1月)、就勝ステップアップ研修(9月)、しごと研究フェア(2月)などの就職活動プログラムが挙げられる。

このうち令和4(2022)年6月6日から6月17日にかけて開催した業界研究セミナーは、延べ1,214人の学生が参加し、各業界の状況や仕事内容についての理解を深め、志望業界・職種を絞り込んでいく上で有益な場となった。

3. 就職・進学に対する相談・助言体制

4年次及び過年度生に対しては、キャリア支援室と演習担当教員とで情報を共有して、徹底的な個別指導により積極的に就職活動をバックアップしている。

キャリア支援室では、地場を柱にこれまで関係の薄かった優良企業へのアプローチ、学生のニーズや採用動向を踏まえた企業開拓、多種多様な業種への接点確保などにより企業との安定的かつ発展的な関係構築を図っており、多くの企業による学内イベントへの参加に寄与している。

キャリアコンサルタントの有資格者を就職アドバイザーとして常駐させ、月曜から金曜の9時50分から16時10分まで、学生1人40分の時間で相談に応じている。就職活動に関する学生の悩みや疑問への対応から、履歴書やエントリーシートの添削指導や面接指導などの実践的な指導に至るまで、広範な相談事項に対応している。

学生が就職活動に取り組むにあたって必要性が高いと考えられる事項である、履歴書の書き方や就職支援Naviシステムの活用方法などについては、キャリア支援室において説明動画コンテンツを作成し、KIUポータルを通じて学生がいつでも視聴可能なアーカイブとした。

コロナ禍を起因とした就職環境の変化への対応として、インターネットを活用したオンライン説明会やオンライン面接試験を積極的に実施する企業が前年度に引き続き多くあつ

たため、学生が通信環境や通信利用料金を気にすることなく選考に参加できるように、Web面談対応型個人ブース“CALI-V（キャリアボ）”の利用促進を図った。

前年度から継続して、他の部署や各年次の演習担当教員との連携を高め、キャリア関連イベントの周知・徹底や就職決定状況に関する情報の収集を全学的に、効果的に進めるための体制整備を図った。

【大学院（修士課程）】

法学研究科は税法専攻の学生が多く、修了生たちは福岡・北九州地区を中心に税理士として活躍しており、修了生同士で連携を図りながら地域貢献を行っている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

令和5(2023)年度は、学生の就職活動支援について、演習担当教員とキャリア支援室の連携のもと個別指導をさらに強化する。

キャリア支援室では、インターンシップ実施形態の多様化に積極的に取り組むとともに、各年次の演習担当教員と連携して学生のインターンシップに対する認知を向上させ、それへの参加を勧める。今後は、就職活動の早期化傾向への対応として、入学時よりインターンシップの周知に力を入れ、2年次での参加を制度化する。

また、キャリア支援室による就職活動プログラムについても、就職活動の進捗状況を睨みながら、より学生に寄り添った構成で企画、実施していく。

さらに、演習担当教員をはじめとした全教員のキャリア指導力の向上を図るために、就職対策に向けたFD（Faculty Development）研修会の実施を計画している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

「基準項目2-4を満たしている。」

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学生に対する修学支援及び生活支援の体制を整備しており、教職員が連携して学生の指導にあたることによって、学生が学修に専念できる学生生活を送ることができるような適切な学修環境を整備している。

1. 学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービス、厚生補導のための組織として学生支援室に「保健室」と「やわらかカフェ（学生相談室）」を設置している。学生が学修に専念できる学生生活を送られるように

学生支援室が支援している。

学生生活を支援する教職員の組織である学生サービス委員会を学生部長のもとで定期的
に開催し、学生生活全般に係わる問題について、情報の共有及び審議を行い、学生サー
ビスに関しての適切な対応を行っている。

2. 学生の心身に関する支援、課外活動に関する支援

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等に対しては、保健室（保健師 2 人）とカ
ウンセラー（臨床心理士 2 人）が対応をしている。

保健室は、健康診断及び事後措置等の通常の保健室業務のほか、健康教育や相談業務を
中心にした活動を行っている。

健康診断受診率は、これまで高い受診率を維持していたが、令和 2(2020)年度は、新型
コロナウイルス感染症の影響で 59.0%にまで減少した。しかし、令和 3(2021)年度は 91.3%、
令和 4(2022)年度 95.5%と回復してきた。

保健室の利用状況は、令和 2(2020)年度 2,797 人、令和 3(2021)年度 3,495 人、令和
4(2022)年度 4,338 人であった。

保健室の健康教育として、「感染症の予防」、「禁煙」等に関して指導している。法人と共
催して「AED（自動体外式除細動器）講習会」を年 2 回実施しているが、令和 2(2020)年
度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった。令和 2(2020)年度以降の
大学祭では、新型コロナウイルス感染症予防対策の指導等の活動を実施した。

また、保健室の活動や健康情報の記事をホームページに掲載し、学生へ健康情報の発信
を行っている。

カウンセラーは、学生が大学生活の中で経験する様々な心の悩み、問題の解決をサポート
することを目的としている。近年、精神面及び健康面等様々な問題を抱えた学生が増加
するにつれ、カウンセラーとの相談内容も多様化している。相談件数は、令和 2(2020)年
度新型コロナウイルス感染症の影響で電話カウンセリングを主として実施したため 48 人
と大幅に減少したが、令和 3(2021)年度はコロナ禍以前の相談対応を行い 245 人、令和
4(2022)年度は 209 人であった。

カウンセラーの常駐スペースである「やわらかカフェ（学生相談室）」は、心身ともに
健全な学生生活の実現と学生の居場所づくりを目的として、様々なイベントを開催し、学
生同士の交流の場や学生相談への親近感を高めることに寄与している。

さらに、平成 24(2012)年度より、毎月、カウンセラー、保健師、学生部長、学生支援室
職員及び学務事務室職員による懇談会を開催し、心理面で不安定な学生の情報交換と対応
の確認を行っている。

課外活動への支援については、学生支援室が対応している。学生で組織している学生自
治会執行委員会、体育会本部、文化会総務委員会、大学祭実行委員会（以下「四協団体」
という。）に対して、学生の自治活動や会計処理における相談・指導、大学祭の企画実施
の支援に取り組んでいる。体育会本部に体育系サークル 21 団体、文化会総務委員会に文
化系サークル 13 団体が所属している。各団体は月 1 回の会議を開催し、サークル活動の
活性化を進めている。

また、拡大自治会連絡協議会を開催し、学生部長をはじめとした教職員と「四協団体」との意見交換の場を設け、学生の意見・要望をヒアリングしている。この会議で出された意見や要望について、毎年、学長懇談会を開催し、学生の意見に対する回答と対応について説明を行い、学生生活満足度の向上とサービスの充実を図っている。

体育施設のトレーニングルームは、平成 30(2018)年度に老朽化した器具を全て最新の器具に更新するとともに、安全面を考慮してレイアウトの見直しを実施、トレーニング設備と機能の充実を図り、学生のトレーニング効果の向上に取り組んだ。利用する学生には、事前に使用説明会の受講を義務付け、安全で快適に利用できるよう指導している。さらに、熱中症と換気対策として大型扇風機を設置している。

体育会系サークルに対しては、3 密を回避するための対策として、サーキュレーターへの貸し出しや、剣道場や武道場など室温が下がりにくい練習環境のサークルにはスポットクーラーの貸し出しをするなど、危機管理と環境改善、安全対策に取り組んでいる。

体育会系強化サークルの経済支援として、競技用備品の補助及び連盟加盟費補助、競技指導者には、旅費交通費補助など一定額の補助を行っている。

また、毎年恒例の八幡東区の「まつり起業祭八幡」、地元町内会の「防犯パトロール」等、様々な学生によるボランティア活動に対して、積極的に支援している。

さらに、サークルの学内外の指導者間の連携強化を一層図るため、サークル指導者研修会の開催や指導者相互の情報交換ができる場を設けている。

3. 経済的支援

奨学金等の経済的支援については、学内奨学金制度を充実させるとともに学外奨学金の活用を周知し、積極的に取り組んでいる。

本学独自の奨学金制度は、以下のとおりである。

(1) 学術奨学金

入学試験時又は在学中における学業成績及び人物ともに優秀な学生に対して、授業料の全額又は半額を 1 年間給与する。入学時採用学術奨学生に対する奨学金の給与期間は 1 年とし、最長で 4 年間まで更新することができる。

(2) サークル奨学金

入学試験時（出身学校長等及びサークル顧問の推薦）又は在学中における課外活動の成績並びに人物ともに優秀な学生に対して、授業料の全額又は半額を 1 年間給与する。サークルを継続することを条件に、最長で 4 年間まで更新することができる。

(3) 教育支援奨学金

付属高等学校奨学生：九州国際大学付属高等学校の出身学生に対して、入学金を全額免除し、授業料の 40%相当額を 1 年間給与し、最長で 4 年間まで更新することができる。ただし、学業成績及び授業出席が不良な学生は、受給資格を取り消すことができる。

特別育成奨学生：高大連携校より推薦された学生に対して、授業料の 30%相当額の奨学金を 1 年間給与し、最長で 4 年間まで更新することができる。ただし、年間取得単位数が 30 単位未満の学生は、受給資格を取り消すことができる。

(4) 私費外国人留学生授業料減免

経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀であると認めら

れた私費外国人留学生に対し、授業料の 50%を限度として 1 年間減免する。最長で 4 年間まで更新することができる。ただし、学業成績及び授業出席が不良な私費外国人留学生は、受給資格を取り消すことができる。

(5) 自然災害による被災学生に対する授業料減免

自然災害の被害を受けた世帯の学生に対し、当該年度の授業料全額又は半額を 1 年間免除する。ただし、状況により更新することができる。

(6) 大学院奨学金

学業、人物ともに優秀と認められた大学院生に対して、授業料相当額又はその半額を 1 年間給与する。

平成 27(2015)年度から経済的理由により修学困難な学生に対し、授業料を減免する経済支援奨学金を設けていたが、令和 2(2020)年 4 月より、国が新設した「高等教育の修学支援新制度」に誘導している。

その他、学外の奨学金として「九州国際大学同窓会給与型奨学金」をはじめ、地方公共団体の奨学金も積極的に活用している。「日本学生支援機構奨学金」に関しては、予約採用・在学採用をはじめ家計急変採用、緊急・応急採用の申込手続き、継続手続きの支援を行い、給付型、第一種、第二種の全ての奨学金を多くの学生が利用している。

学費については、納期までに学費等を納入できない特別の事情がある場合は、納付期限の延長あるいは分割して納入することができるようにしている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

毎年、拡大自治会連絡協議会と学長懇談会を開催し、学生の様々な意見・要望等を吸い上げて、学生サービスの充実に繋げている。

拡大自治会連絡協議会においては、「四協団体」の代表と学生部長、教務部長、学務事務室と学生支援室の職員が出席して、意見交換を行っている。その後に開催される学長懇談会では、拡大自治会連絡協議会から出された学生の意見・要望について、学長が回答する仕組みとなっている。今後もこれまで同様に、拡大自治会連絡協議会と学長懇談会を開催し、学生サービスの充実に取り組んでいく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、福岡県北九州市八幡東区平野（以下「平野キャンパス」という。）に位置している。本学の校地・校舎は、大学設置基準を十分に満たす面積を保有し、その施設・設備は安全面に十分に配慮されており、質的・量的両側面において教育課程の運営に支障をきたすことなく整備され、有効に活用されている。これら施設・設備の維持管理のための大規模改修・修繕工事等については、「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画 2019 年度～2023 年度【5 カ年計画】」におけるキャンパス・マネジメントの考え方にに基づき、老朽度・安全性等を考慮して優先順位の高いものを中心に年次計画を策定し、「修繕スタイル」から「保全スタイル」への転換を図っている。

また、環境整備事業実施にあたっては、学生等の教育研究活動及び課外活動の妨げとならないよう、長期休暇期間を利用して施工するよう配慮している。

本学の全ての校舎は、平成元(1989)年以降に建設されているため、昭和 56(1981)年 6 月 1 日改正の新耐震基準（建築基準法施行令）を満たしている。

平野キャンパスは、1 号館（学長等役職者の執務室、事務室、保健室、会議室等）、2 号館（教室、基礎教育センター、スタディー・スペース、学生フリースペース）、3 号館（教室、事務室）、研究棟（教員研究室、会議室、大学院生研究室、ラウンジ等）、メディアセンター（図書館、教育情報ネットワークセンター、情報教室、システムカフェ）、KIU ホール（大教室、学生食堂、大学生協、学生自治会室）、平野記念館（体育館、武道場、トレーニングルーム、部室）の 7 棟及び運動場（多目的人工芝グラウンド、テニスコート）で構成されている。

2 号館及び 3 号館の教室には、プロジェクター、マイク、PC 等の教育用機器及び学内 LAN（有線・無線）が整備済であるほか、3 号館 3 階～5 階にあるアクティブ・ラーニング教室では、小型プロジェクター、モバイルノート PC、無線 LAN、電子黒板等の ICT（情報通信技術）教育環境を整備している。

なお、施設の安全対策事業として、令和 3(2021)年度に、3 号館、4 号館（研究棟）の外付け階段の転落防止ネットを設置し、令和 2(2020)年度に実施した 2 号館の転落防止ネット設置と合わせて学生及び教職員が往来する動線の安全性を確保した。

また、平野キャンパスにおける環境美化等を目的として、禁煙等を喚起するサイン（看板）の充実を図っている。

さらに、学校法人九州国際大学平野キャンパストイレ等環境整備事業として、令和 3(2021)年度に基本設計・実施設計を行い、令和 4(2022)年度に施工し、学生及び教職員の使用する和式トイレを洋式トイレ（温水洗浄便座）に、手洗い場を自動水栓へ更新、また出入口のサインを刷新するなど、環境整備を実施した。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

情報サービス施設

本学における ICT 教育環境の中核をなす施設として、メディアセンターを設置している。センター内には PC1～3 教室に 160 台、自由利用フロア（以下「システムカフェ」という。）に 42 台、計 202 台の教育用パソコンを配置している。ノート PC 等の持ち込みに

対応するために、120 席全席に情報コンセントを装備した視聴覚室「マルチメディア教室」1 室を設置している。その他、3 号館の PC4 教室に 36 台、1 号館及び 3 号館のアクティブ・ラーニング対応ゼミ教室（10 室）にノート PC 全 52 台、3 号館のゼミ室（10 室）に、タッチディスプレイ式の電子黒板を配置している。

学内のパソコンは、学内ネットワークに常時接続されており、全ての科目等において情報教育を行う環境が整っている。

「システムカフェ」はメディアセンター開館と同時に開放されており、講義の合間の調べ物や、グループでの発表資料作成などに活用されている。インターネットカフェ的な休憩設備と共同学習空間を融合したコミュニティスペースとして人気があり、学生の滞在時間拡大にも寄与している。

「DINOS 登録情報」は、Windows ドメインによる管理システムを採用し、全学生に ID・パスワードを発行し利用を徹底することで、利便性の高いサービスを提供しつつ、ユーザー認証等の使用経験を通じてセキュリティ意識を涵養している。

電子メールやファイル保存用のストレージには、クラウドサービス「Microsoft365 Education A5」の導入を令和 5(2023)年度の事業計画として承認し、学内外を問わず利用可能な環境整備に向けて準備している。

インターネット等の通信環境は、全ての教室と食堂、体育館などの施設に無線 LAN(Wi-Fi)を整備し、学生が持参したノート PC やスマートフォンをキャンパス内のどこでもネットワークに接続することを可能としている。

ネットワークの上流回線には SINET と民間回線の 2 系統によるマルチホーム環境を構築し、効果的な負荷分散によって通信品質の維持を図ると共に、万一の通信障害発生時には、相互にバックアップ回線として機能させることで耐障害性を高めている。加えて、セキュリティ水準向上の対策として UTM（統合脅威管理装置）を複層的に導入し、近年増加する新たな脅威から包括的に情報資産を保護し、学生・教職員が安心して ICT を活用した教育研究活動を行える環境を整備している。

図書館

本学図書館は、5 階建てメディアセンターの中の 2 階から 5 階までを占め、書庫スペースは 915.7 m²、閲覧スペースは 1,980.9 m²及び車椅子席を含めた 333 の閲覧席から構成される。

2 階には、プロジェクター及びノート PC が貸出利用可能な「ラーニングcommons」があり、蔵書検索性 PC 以外にインターネット接続が可能な PC5 台を設置している。同フロアには、ビデオ学習用教材や映画等を視聴可能な DVD プレーヤーなどの機材を備えた 22 個のブースからなる AV コーナーを設置している。

3 階には、アクティブ・ラーニングスペースとして利用可能なグループ自習室があり、47 インチの電子黒板と PC を配置している。同フロアには、シラバスに掲載している参考図書をはじめとした、各科目の関連図書を集めた指定図書コーナーがある。

4 階には、教員及び大学院生を対象とした研究個室が 4 室設置している。

令和 4(2022)年度は、237 日開館し、延べ 34,392 人が利用した。

図書館の蔵書数は、令和 5(2023)年 3 月 31 日時点で和書が約 39 万 3,000 冊、洋書が約

89,000冊である。図書館の蔵書は、学術専門書の割合が高いが、学生の読書意欲の向上や教養教育の充実化を図るため、学生からの希望図書や一般教養書も積極的に収集している。近年特に力を入れているのは、学生の関心領域に合わせたテーマ設定による選書企画や本屋大賞エントリー書籍の展示である。

また、諸規程に基づくカリキュラムやシラバスに沿った資料の収集に重点を置き、選書対象を絞ることによって書架の確保に努めている。なお、学部用図書の選書は、図書委員である各学部教員が行っている。

情報化への対応として、平成 8(1996)年に図書館業務用システムを導入して以降、国立情報学研究所 (NII) の目録所在情報サービス (NACSIS-CAT/ILL) に参加し、目録情報の共同利用及び他大学図書館との相互利用を活発に行っている。

さらに、2階及び3階には、蔵書検索性 PC6 台を設置しており、電子ジャーナル、新聞記事検索、判例検索のデータベース等を契約している。

学生の図書館利用を促すため、情報リテラシー教育の一環として、「図書館ガイダンス」や「文献検索演習」を演習単位で実施している。特に、新入生が受講する必修科目の「入門セミナー1」では、授業と連携して全クラスで実施している。その中で、館内ツアーや本探しなど全般的な説明に加え、蔵書検索端末を利用した文献検索や新聞記事検索について解説を行っている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

大学が位置する平野キャンパスの各建物には、自動ドア、エレベーター、多目的トイレを設置し、各教室については、車椅子でも利用できる机を整備している。学内各所にスロープ、手摺り、身体障害者専用駐車場を整備して、バリアフリー対策を講じており、利便性の向上に配慮している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

少人数教育を基本とし、学生一人ひとりを大きく育てる教育を行っている。そのために、授業科目によって1クラスの受講生数の上限を設けている。

「演習科目」では、1クラス 15 人から 20 人程度という基準を設けている。

「語学科目」では、1クラス 40 人程度という上限基準を設けている。

「講義科目」では、1クラス 150 人程度という上限基準を設けている。

なお、履修希望者が多い授業については、当該科目の複数開講の検討や、配当年次、卒業要件及び免許・資格に必要であることを優先順位として履修登録を行い、受講生数が適正な人数になるようにしている。

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

情報処理に関する今後の活用計画としては、クラウドサービスの利用拡大に伴い、一層懸念される情報セキュリティリスクへの対策として、利用者への多要素認証の導入、情報漏えい防止機能によるデータ保護等を行い、セキュリティの強化を図る。また、学生に必携化しているモバイル PC の活用拡大を支援するため、PC 利用科目の増大とともに教員

のノウハウ蓄積とスキル向上に取り組んでいく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

毎年、各学期末に授業科目の改善・改革を進めるために学生による「授業アンケート」を KIU ポータルで実施している。

このアンケートは、13 項目の共通質問事項と学生による自由記述欄で構成されており、共通質問項目は集計・分析され、FD (Faculty Development) 委員会を経て、各教授会にて公表される。FD 委員会では、アンケート項目の改善について継続的に検討している。令和 2(2020)年度以降は遠隔授業に特化したアンケート項目を設けていたが、全ての授業が対面実施に戻った令和 4(2022)年度秋学期以降は令和元(2019)年度のアンケート項目に戻した。さらに、アンケート結果を踏まえて、次学期の授業運営に反映させるため、結果の良い教員に対しては担当する科目の分野別に優秀教育教員として表彰している。逆に、アンケート結果が一定数値以下のかもくについては、必要に応じて、担当教員に対し役職者による面接等を行うことにしている。

アンケート結果は教授会において全教員に回覧される。それに加え、教員には個別に各担当科目のアンケートの数値結果と自由記述欄の内容が通知される。各教員は前学期のアンケート結果を踏まえて、今後の授業運営・改善に活かすべく自己所見及び来期の改善を記載した「教員コメント」を作成し、学長に提出することになっている。

結果の公開については、ホームページに授業アンケート結果の講評を掲載している。

このように、全学で教育目標の達成に取り組み、点検・評価し、授業改善に向けたフィードバックを行っている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

保健室では、入学時に「健康調査表」の提出を求めており、学生の健康状態を把握し、在学中の健康管理の資料として使用している。やわらかカフェでは、健康診断時にメンタル面でのアンケートを実施し、配慮の必要な学生には面談を行っている。また毎月、カウンセラー、保健師、学生部長、学生支援室職員及び学務事務室職員による定例会を開催し、

学生の情報の交換と対応の確認を行っている。

学生への「学生意識及び学生生活満足度調査アンケート」は、KIU ポータルを利用して実施している。このアンケートでは、例えば経済面では「学費はどのように払っていますか」「奨学金を受けていますか」など、また生活面では「学生生活上の悩みや問題は、誰に相談していますか」などを問い、学生生活における学生の満足度や生活実態について調査を行うことによって、学生がより充実した大学生活を送るための改善などに役立てている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

施設・設備については、「学生意識及び学生生活満足度調査アンケート」において、大学の施設設備や大学の立地などを問い、さらに自由記述により学生の意見を求めている。また、学生の「四協団体」と学長、学生部長及び教務部長とによって行われる学長懇談会に寄せられた学生の要望を取り上げ、関係部署とその要望内容を検討し、学修環境の改善に取り組んでいる。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学はこれまで学長懇談会をはじめ、各種のアンケートを実施し、学生の要望を把握してきた。今後、時代の変化や経済環境によって大学に対する学生のニーズが多様化している中で、それらをよりの確に組み上げることができるよう、FD 委員会や学生サービス委員会で検討し、「授業アンケート」、「学生意識及び学生生活満足度調査アンケート」の設問項目をアップデートしていく。これにより、学生の要望を大学の運営に反映させ、学生満足度を高めていく。

【基準 2 の自己評価】

学生の受入れ基準は、大学全体と各学部・学科、研究科のアドミッション・ポリシーに明確に定められ、ホームページや『入学者選抜要項』、『学生便覧』等を通じて学内外に広く周知されている。入学者選抜は、このポリシーに基づき多様な入試区分を通じて実施され、選抜後、適切かどうかの検証が行われている。

学部の入学者数は、平成 29(2017)年度の現代ビジネス学部設置以降、大学の入学定員を満たしてきたが、新型コロナウイルス感染拡大という社会情勢等により、令和 4(2022)年度の入学者数は、研究科を含めて全学で定員を下回った。令和 5(2023)年度における大学の入学者数は入学定員を満たしたものの、現代ビジネス学部の入学者数は定員を下回った。今後も入学定員を満たすために、これまでの入試広報活動の充実に加え、インターネットを積極的に活用した広報活動を行い、受験生の取り巻く環境の変化に適した募集活動を継続していく。

学修支援については、次のような取り組みを通じてその充実が図られている。本学では、例えば、新入生に対する履修指導ガイダンスやフレッシュャーズ・ミーティング（新入生対

象のオリエンテーション)のほか、在学生への希望制による個別履修指導の実施など、教職協働に基づいて様々な学修支援体制が整備されている。また、KIUポータルで各学生の成績、出席状況、面談記録等を全ての教職員が確認できる体制が整っており、成績相談会において学生と保護者を対象に演習担当教員が個別面談を行うなど、退学者対策における教職協働の取り組みが図られている。さらに、日常的な学生への学修生活支援として、SAの活用や学生を対象とした各種アンケート結果の教育へのフィードバック、各種奨学金制度の整備、課外活動支援等が行われており、適切な学修生活支援の環境整備を目指して充実させる努力が払われている。

平成 29(2017)年度に導入し、平成 30(2018)年度より稼働させている学修ポートフォリオシステム「アセスメンター」は、学生が卒業するまでに具体的にどのような力を身につけたかという、学修成果の可視化が可能であることから、今後の学修指導の要になるシステムであり、適切な運用を行っていく。

学修生活支援に関しては、引き続き、教務委員会や学生サービス委員会等で全学的な調整を図りながら、教員と職員が一体となった支援を推進する。

キャリア教育については、地場企業との関係構築・連携強化及び学生のニーズや採用動向を踏まえた企業開拓を行って就職環境の充実を図るとともに、学生に対してはカリキュラムの内外において、1年次から4年次に至るまで就職活動の状況に合わせたきめ細かな指導と対応がなされている。

施設では、大学設置基準に基づき校地・校舎を整備し、その施設・設備は質及び量の両面において、教育課程の運営に十分なものであるだけでなく、耐震基準も満たしており、情報サービス施設の拡充その他の安全対策及びバリアフリーの面を含めて、適切に整備されている。

以上のことから本学は、学生受入れ、支援、学修環境の整備について組織的仕組みができており、「基準 2. 学生」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、「学校教育法施行規則」の改正において策定・公表が義務付けられたことに伴い、ディプロマ・ポリシーを策定した。

本学の建学の精神は「塾的精神」である。これに基づき、「九州国際大学学則」第 1 条及び「九州国際大学大学院学則」第 2 条において定めている「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」を学部と大学院に共通の教育目的としている。

【学部（学士課程）】

この教育目的を実現するために、大学全体のディプロマ・ポリシーに基づいて学部・学科のディプロマ・ポリシーを策定している。

さらに、これらを、ホームページや『学生便覧』等に掲載し周知している。また、それぞれのディプロマ・ポリシーを視覚的に理解するための指針として、各学科の人材育成構想を策定している。

【大学院（修士課程）】

法学研究科の教育目的は、「塾的精神による人材育成」という建学の精神のもと、現代社会の複雑化、高度化及び国際化に対応するための多角的国際的視野を持ちつつ、企業や行政の現場で発生する様々な問題を解決するための法知識を習得した高度専門職業人の養成である。その教育目的を踏まえた形で、「①法律・政治の分野における高度専門職業人として必要な知識を修得し活用できる、②法律・政治に関する研究テーマを自分のものとして修得し活用できる、③修得した高度専門的知識及び研究テーマに関する知識・考察を地域社会等に還元できるという能力を備える」というディプロマ・ポリシーを策定しており、その内容はホームページや『学生便覧』等に掲載し周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、大学は、「九州国際大学学則」及び「九州国際大学修学規程」に、大学院は「九州国際大学大学院学則」及び「九州国際大学大学院法学研究科規

則」に、単位認定、進級、卒業認定、修了認定等の基準を定めている。

これらの単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等については、『学生便覧』に明示するとともに、KIU ポータル等を活用して学生及び教職員へ周知しており、毎年4月の新生向け修学ガイダンスでも周知徹底している。なお、評価方法については科目ごとにシラバスで公表している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用 【学部（学士課程）】

1. 単位認定基準

単位認定基準及び成績評価基準については、「九州国際大学修学規程」第12条及び第12条の2に基づき、[図表 3-1-1]のとおり定めている。

【図表 3-1-1】 単位認定基準及び成績評価基準

評価	評点	G P	評価基準
AA	90 点以上	4	到達目標をほぼ完全に達成している。
A	80 点以上 90 点未満	3	到達目標を十分に達成している。
B	70 点以上 80 点未満	2	到達目標を相応に達成している。
C	60 点以上 70 点未満	1	到達目標を最低限達成している。
F	60 点未満	0	到達目標を達成していない。
失格	受験失格	0	出席不足
欠席	試験欠席	0	試験を欠席
認定		対象外	他大学等で修得し、本学の単位として認定

単位認定については、シラバスに記載された「到達目標」、「評価方法」、「評価基準」をもとに各担当者が客観的な成績評価を行っている。また、修学指導や成績評価の妥当性などのために、GPA(Grade Point Average)制度を導入している。さらに、成績評価の公平性を保つ工夫として、成績評価について疑義がある場合には、学生は当該教員に対して成績評価の確認を依頼することができる制度を導入している。

2. 進級基準

進級基準は、全学部・学科において、2年次から3年次、3年次から4年次に進級する際に設けており、「九州国際大学修学規程」第8条の2で定め、『学生便覧』を通じて学生に周知している。また、進級については、教務委員会で原案を作成し、教授会において意見を聴取した上で、学長が進級を決定している。

3. 卒業認定基準

卒業認定は、4年以上（編入学及び転入学の場合は在学すべき年数以上）在学し、かつ、所定の授業科目を履修し124単位以上修得した学生について、教務委員会で原案を作成し、教授会において意見を聴取した上で、学長が卒業を決定している。

4. 本学以外の教育施設等における学修の単位認定

入学後に他の大学又は短期大学、大学以外の教育施設及び入学前に大学又は短期大学で修得した単位は、教育上有益と認められる場合、「九州国際大学授業科目及び単位の認定に関する規程」に基づき、合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業要件単位として認めている。

また、編入学・転入学した学生については、修得した科目等を本学における履修により修得したものとみなして 62 単位を超えない範囲で卒業要件単位として認めている。

以上の単位の認定は、教務委員会で原案を作成し、教授会において意見を聴取した上で、学長が決定している。

【大学院（修士課程）】

1. 修了認定及び単位認定基準

大学院の修了認定基準については、「九州国際大学大学院学則」第 18 条で定めている。

また、授業科目の単位認定基準については、「九州国際大学法学研究科規則」（以下「研究科規則」という。）第 7 条に基づき、[図表 3-1-2]のとおり定めている。

[図表 3-1-2] 単位認定基準及び成績評価基準

評価	評点	評価基準
優	80 点以上	到達目標を十分に達成している。
良	70 点以上 80 点未満	到達目標を相応に達成している。
可	60 点以上 70 点未満	到達目標を最低限達成している。
不可	60 点未満	到達目標を達成していない。

2. 学位論文の作成と提出

修士課程の学位論文の提出については、「九州国際大学学位規則」（以下「学位規則」という。）第 4 条第 1 項に定めており、修士論文を提出しようとする大学院生は、「学位規則」第 4 条第 2 項に基づき、課程修了予定の 1 年前までに、「九州国際大学大学院学則」第 12 条に定める授業科目について、20 単位以上を修得する必要がある。

また、修士論文を提出しようとする大学院生は、「研究科規則」第 5 条第 1 項に基づき、演習の担当教員を指導教員とし、履修科目及び修士論文について研究指導を受けなければならない。

なお、修士論文は、「修士論文作成要領」に基づき作成し、「研究科規則」第 8 条第 2 項に定める方法で提出しなければならない。

3. 学位論文の審査と最終試験

提出された修士論文は、「学位規則」第 6 条第 1 項に基づき、法学研究科教授会で選出された 3 人の教員（慣例として指導教員を主査とし、別に副査を 2 人選出）で構成された審査委員会が審査する。

また、修士課程の最終試験は、「学位規則」第 5 条第 1 項第 2 項に基づき、所定の単位

を修得し、かつ修士論文を提出した大学院生に対し、提出された修士論文を中心として、これに関する研究領域についての口述試験により行う。

なお、その論文審査及び最終試験は、「法学研究科学位論文等審査基準及び最終試験実施要領」に基づき行っている。

さらに、修士論文審査結果については、「学位規則」第8条に基づき法学研究科教授会に報告され、法学研究科教授会は「学位規則」第9条第1項及び第2項に基づきその報告を踏まえて修了判定を行い、学長の裁定のもと学位を授与する。

4. その他学修の単位認定

「九州国際大学大学院学則」第15条の2に基づき、教育上有益と認められる場合に、他の大学院で修得した単位は、15単位を超えない範囲で修了要件単位として認め、さらに、入学前に本学大学院又は他の大学院において修得した単位は、15単位を超えない範囲で修了要件単位として認めている。ただし、合わせて20単位を超えないものとしている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

【学部（学士課程）】

単位認定、卒業要件等の基準については、「学則」及び「修学規程」に基づいて、厳正に運用されている。卒業判定は教授会で意見を聴取し、学長が卒業を決定している。

今後、学生がより良好な成績を修めることができるようになるためには、十分な学習時間の確保が必要であり、シラバスの「準備学習等」で明示している事前・事後の自己学習方法を受講生が実践するよう、各授業担当教員への要請を徹底していく。

【大学院（修士課程）】

単位認定及び学位論文の審査は、「学則」等に基づいて適正に行われ、修了が認定されている。今後もこのような基準の厳正な適用を維持することで、ディプロマ・ポリシーの実現を図っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに基づいて、大学全体のカリキュラム・ポリシーを策定している。各学部・学科のカリキュラム・ポリシーには、「教育内容」、「教育方法」、「教育評価」を定めている。また、大学院研究科も同様に、ディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定している。それぞれのカリキュラム・ポリシーは、ホームページや『学生便覧』等に掲載し周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【学部（学士課程）】

各学部・学科は、そのディプロマ・ポリシーに掲げる「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲・態度」、「技能・表現」の修得という目標の達成のために、共通教育科目、専門教育科目を体系的に編成するようにカリキュラム・ポリシーを定めている。そのカリキュラム・ポリシーに基づいて講義、演習、実習を適切に組み合わせた科目を配置している。

また、各学部・学科のディプロマ・ポリシーに即して、カリキュラム・マップを作成し、カリキュラムの体系を示している。従って、本学のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されている。

【大学院（修士課程）】

大学院では、高度専門職業人の養成というディプロマ・ポリシーに掲げる目的達成のため、多様な科目を用意するとともに（教育内容）、社会人の大学院生が多いという実態を考慮した夜間帯シフトの時間割設定、体系的な履修を目指した指導（教育方法）、大学院生各人に合わせた論文指導（修士論文）、及び学修環境改善のための大学院生アンケートの実施等のカリキュラム・ポリシーを策定している。従って、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【学部（学士課程）】

カリキュラム・ポリシーに沿って、共通教育科目及び専門教育科目を体系的に編成し、また「カリキュラム・マップ」及び「履修モデル」を作成することによって、その科目間の連携及び体系性を確保している。

科目間の連携の調整は、シラバス作成時に行っており、担当者間で話し合われている。シラバスについては、全教員にシラバス作成要領を示し、作成後は、教務委員及び教務部長が確認し、適切に整備している。シラバスは、KIUポータルで自由に閲覧できるようになっている。

履修登録単位数については、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するために、「九州国際大学修学規程」第8条において履修できる単位数は、1年間48単位までであり、各学期の上限は24単位としている。

本学の教養教育は、全学部で共通教育科目として実施されている。

共通教育科目では、大学での学修の基礎となる知識やスキル、そして豊かな人間性と高

い教養を身につけるために、基幹教育科目群と教養教育科目群を設定している。

学部・学科別の教育課程の編成は、次のとおりである。

法学部

法学部法律学科は、専門教育科目を専門科目群、特別講座科目群、リスクマネジメント科目群、企業実務科目群、資格講座科目群、関連科目群、演習群から編成し、専門教育を行っている。

専門科目群では、「憲法 1・2」、「民法総則 1・2」、「政治学 1・2」等、法学を段階的・体系的に学べる科目を配置し、法的論理力・思考力を涵養できるようにしている。

さらに、学生の発表力や自己管理能力を高めるため、「キャリア・チュートリアル 1~4」も配置している。

特別講座科目群には、専門科目群の内容を補うため、法律及び法律以外の分野についても学べる科目を配置している。

また、学生の希望に合わせてリスクマネジメントコース及びキャリアコースを設定している。リスクマネジメント科目群では、「リスクマネジメントコース」所属の学生が、リスクマネジメントの知識を入門から実践まで体系的に学ぶことができる。企業実務科目群では、「キャリアコース」所属の学生が、企業の組織運営と企業法務の知識を実践的に学ぶことができる。

資格講座科目群には、学生が関心や将来の進路に応じて資格取得を目指すことができる科目を配置している。

関連科目群には、教員免許取得に必要な科目や国際感覚を養うことができる科目等を配置している。

演習群では、専門的な知識を身につけ、実践的なグループ活動を通して協働力や課題解決力等を育むことができるようにしている。

現代ビジネス学部

地域経済学科

現代ビジネス学部地域経済学科は、専門教育科目を基礎科目群、基幹科目群、コース科目群、関連科目群、演習群から編成し、専門教育を行っている。

基礎科目群では、「経済学入門」及び「マネジメント入門」を必修科目とし、基礎的な経済学的知識及び経営学的知識を身につけさせようと意図している。

基幹科目群では、「地域経済論入門」を必修科目とし、地域経済の諸課題に対する視点を涵養しようと意図している。

コース科目群は、経済コース、経営コース、地域づくりコース、観光ビジネスコース、スポーツマネジメントコースの 5 コースそれぞれで設定されており、コースごとに、そのコースの特徴を生かした科目を配置し、学生の関心を充足させようとしている。学生は 1 年次の秋学期にコース選択のセレクションを受け、2 年次からコース別の専門演習を受講する。

演習群の総仕上げとして「卒業研究」を必修科目としている。

関連科目群では、法律、国際政治、海外実習などの科目を配置し、グローバルな視点も

身につけさせようとしている。

国際社会学科

現代ビジネス学部国際社会学科は、専門教育科目を基礎科目群、基幹科目群、コース科目群、関連科目群、演習群から編成し、専門教育を行っている。

基礎科目群では、「グローバル・スタディーズ入門」を必修科目とし、グローバル社会に関する基礎的な知識を身につけさせようとしている。

基幹科目群では、「Topic Based English1」、「国際社会入門1・2」を必修科目とし、また海外実習を必修とすることで国際的な対話能力や国際社会の諸課題に対する関心を育成しようとしている。

コース科目群は、英語コース、ハングルコース、国際コースの3コースそれぞれで設定されており、各コースの特徴を生かした科目を設定することによって、英語力や多文化共生など異文化理解への学生の関心を高めようとしている。学生は1年次の秋学期にコース選択のセレクションを受け、2年次からコース別の専門演習を受講する。

演習群の総仕上げとして「卒業研究」を必修科目としている。

関連科目群では、ファシリテーション実践、対人コミュニケーション論などの科目を配置し、コミュニケーション力を身につけさせようとしている。

【大学院（修士課程）】

「高度専門職業人の養成という目的のために多様な科目を用意する」というカリキュラム・ポリシーの教育内容に沿った形で、専攻科目に関わらず、高度専門職業人の養成に必要なと考えられる公法関係科目（「憲法特殊研究」、「行政法特殊研究」等）及び私法関係科目（「民法特殊研究」、「商法特殊研究」等）の総合的な法律科目を講義科目として配置している。

またシラバスについては、年度開始前に、シラバス作成上の注意点を各科目の担当教員に示し、それに基づいた作成を指示すると同時に、作成されたシラバスは、研究科長が内容を点検し、必要があれば修正を促す等、適切に整備している。

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育として行われている全学の共通教育科目のうち、基幹教育科目群の基礎科目では「入門セミナー1・2」（必修）と「アカデミックスキル（思考）・（表現）」において、初年次教育として学修に必要な考え方、方法、スキルを学べるようにしている。入門セミナーは1クラス20人程度の演習であり、各クラスにSAを1人配置して1年次生の生活及び修学上の相談事案に対応させている。

また、社会人としてのキャリア形成の考え方を身につけることができるよう「キャリアデザイン」を必修科目としている。さらに、情報化社会に生きるスキルを育成するために「情報処理演習」を1年次生の全員受講科目としている。

基礎教育科目群の外国語科目では、グローバル化に対応した英語のコミュニケーション能力を身につけることができるよう、英語ネイティブ教員の英会話を中心とした「英語1A」及び「英語2A」、読み書きを中心とした「英語1B」及び「英語2B」を必修として配置している。このような科目配置により総合的な英語力を育成している。

その他、選択科目として「英語リスニング・スピーキング1・2」、「英語リーディング・ライティング1・2」を配置し、英語学習に意欲ある学生にも対応可能としている。さらに、ドイツ語、韓国語、中国語、インドネシア語を学習できるように科目を配置して多様化を図っている。

教養教育科目群では、「哲学」、「法学」、「経済学」、「環境科学」、「データサイエンス」など人文科学、社会科学、自然科学の科目を配置しており、幅広い教養を身につけることが可能である。

キャリア教育については、1年次の「キャリアデザイン」から2年次以降の「キャリアプラン」、「キャリアプラン実践」、「インターンシップ」の科目を配置しており、キャリア形成に必要な能力を養成している。

科目間の連携や担当者については、教務委員会及び基礎教育センター委員会において、調整を行っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【学部（学士課程）】

FD委員会は、全学的に実施するFD研修会を企画し、教授方法の工夫・開発について、好事例の紹介や改善に向けた検討を行っている。

また、ゼミ担当教員間での教授方法の工夫について、各学部の「入門セミナー」・「専門演習」担当者会議などの場において、情報交換がなされ、授業改善に向けたフィードバックを行っている。

具体的には、法学部では「法律学基礎セミナー」の共通教材について議論及び作成が行われ、毎年度改訂している。

「キャリア・チュートリアル1~4」においては、1~4を連続性のあるものにするため、学年の垣根を越えた教授方法の工夫と開発が実施されている。

現代ビジネス学部では、「入門セミナー1・2」において、共通テキストを採用し、担当教員個々の工夫を取り入れつつ授業を行っている。「アカデミックスキル」においても、テキストを作成して担当教員の工夫を加味しつつ授業を行っている。

学科別に入門セミナー担当幹事を定め、幹事により各授業回別の授業内容が示されている。また、定期的にゼミ担当者会議を開催し、プレゼンテーションの方法や授業内容の工夫などについて議論している。

現代ビジネス学部の「卒業研究」においては、卒業論文だけでなく、これまでの活動報告や卒業制作も、卒業研究の成果物として提出が認められている。「卒業研究」として卒業論文を提出する場合は、中間発表会が開かれプレゼンテーション発表が義務付けられている。活動報告や卒業制作の場合は、令和4(2022)年度は経営コースと地域づくりコースにおいて、外部有識者を招いた報告会が開催され、学生たちによる本学での学びの集大成について、地域の評価を受けることができている。

全学的にアクティブ・ラーニングを導入し教育方法の向上を図っている。それとともに、学生間のチームワークや自主性を育成し、知識の深い理解と定着に向けて授業の工夫も行っている。

令和4(2022)年度のシラバスでは、アクティブ・ラーニングの実施状況は[図表3-2-1]の

とおりである。

【図表 3-2-1】令和 4(2022)年度アクティブ・ラーニングの実施状況

項目	科目数 (件)	割合 (%)
PBL	211	25.6
反転授業	316	38.2
グループディスカッション	326	39.4
グループワーク	427	51.6
プレゼンテーション	345	41.7
実習・フィールドワーク	182	22.0
振り返り	557	67.4
ピアティーチング	242	29.3

※全開講科目数 827 件のなかには、複数のアクティブ・ラーニング手法を用いる科目も多く、割合の合計は 100%を大きく超えている。

【大学院（修士課程）】

法学研究科は、社会人の入学者が多いという実態を考慮し、社会人経験に基づく自由闊達な発言を促すとともに、他者の意見に耳を傾け考察しながら深い知識の習得を目指す教授方法の工夫（例えば、グループディスカッションや、ソクラテスメソッド的な教授方法）を実施している。

また、受講者の全履修科目を対象に授業アンケートを実施し、その結果を各科目担当者に通知するほか、法学研究科教授会後に FD 研修として、各担当者の講義状況と意見・疑問点を共有することで、教授方法の改善・開発に向けた努力を行っており、各担当者はその結果を踏まえた形で授業を実施している。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

【学部（学士課程）】

共通教育科目については、基礎教育センター委員会において、共通教育科目に配置されている科目間の連携も視野に入れた、より効果的な教授方法の構築を目指しつつ改善する。

教授方法の改善については、今後、コロナ禍の収束後を見越しつつ、対面授業に関する FD 研修会を開催するのはもちろん、学修生活の変化に学生が対応できるよう支援を行うための FD 研修会を開催する。

また、情報リテラシーに関して学生が深く学んでいけるように ICT を活用した教育を推進する。その一環として、文部科学省による数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）の認定を受けることを目指し、科目や担当教員の拡充を図っていく。

学修成果については、学士力の構成要素ごとに、学生が達成度を学期ごとに達成度の自己評価を行っており、その集計結果を学科教員で年に 1 度確認を行っている。今後は、情報の確認と共有をより充実させていく。

教授方法の改善と、ICT を活用した教育の推進のため、KIU ポータルの拡張機能を教員のみならず学生にも周知・徹底していく。また、KIU ポータルの使いやすい様々な機能を提案していく。

【大学院（修士課程）】

入学者の大半を占める税理士資格取得目的の大学院生に対しても総合的な法学教育を行うため、今後とも科目担当者間で講義の状況を共有しながら、大学院生アンケートの評価・要望を勘案しつつ、教授方法を改善していく。教育課程編成については、税法だけでなく多様な科目専攻の大学院生を集める方法を模索しながら、専攻科目に対する様々な要望に応えられるように調整していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、カリキュラムが三つのポリシーに基づき適切に機能しているかを多面的かつ総合的に点検・評価し、必要な教育改善に繋げること、また、本学で定める三つのポリシーが適切であるかについても、定期的に点検を行うことを目的にアセスメント・ポリシーを策定した。その後、アセスメント・ポリシーの点検・評価項目及び実施体制の見直しを行い、令和 4(2022)年 9 月、アセスメントプランに全面改定した。

そのマネジメント体制は、授業科目レベル（各教員）、学位プログラムレベル（各教授会、各委員会、学科・コースレベルの会議）による各指標の点検と、それら指標を多面的・総合的に点検する大学レベル（教育研究協議会）によって構成され、以下 11 項目からなる「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」に沿って教育改善活動を行っている。

- ① 各種入学試験：各種入学試験の入試区分別成績などを基に選抜方法の改善を図ることを目的とした評価。
- ② プレイスメントテスト：新入生に対して行う、英語、国語、数学、社会の試験結果から、学位プログラムレベルに達していないリメディアル教育対象の学生を把握することを目的とした評価。
- ③ シラバスの第三者チェック：ディプロマ・ポリシーに対する各科目の役割と達成目標、授業手法、評価方法の整合性を確認するための評価。

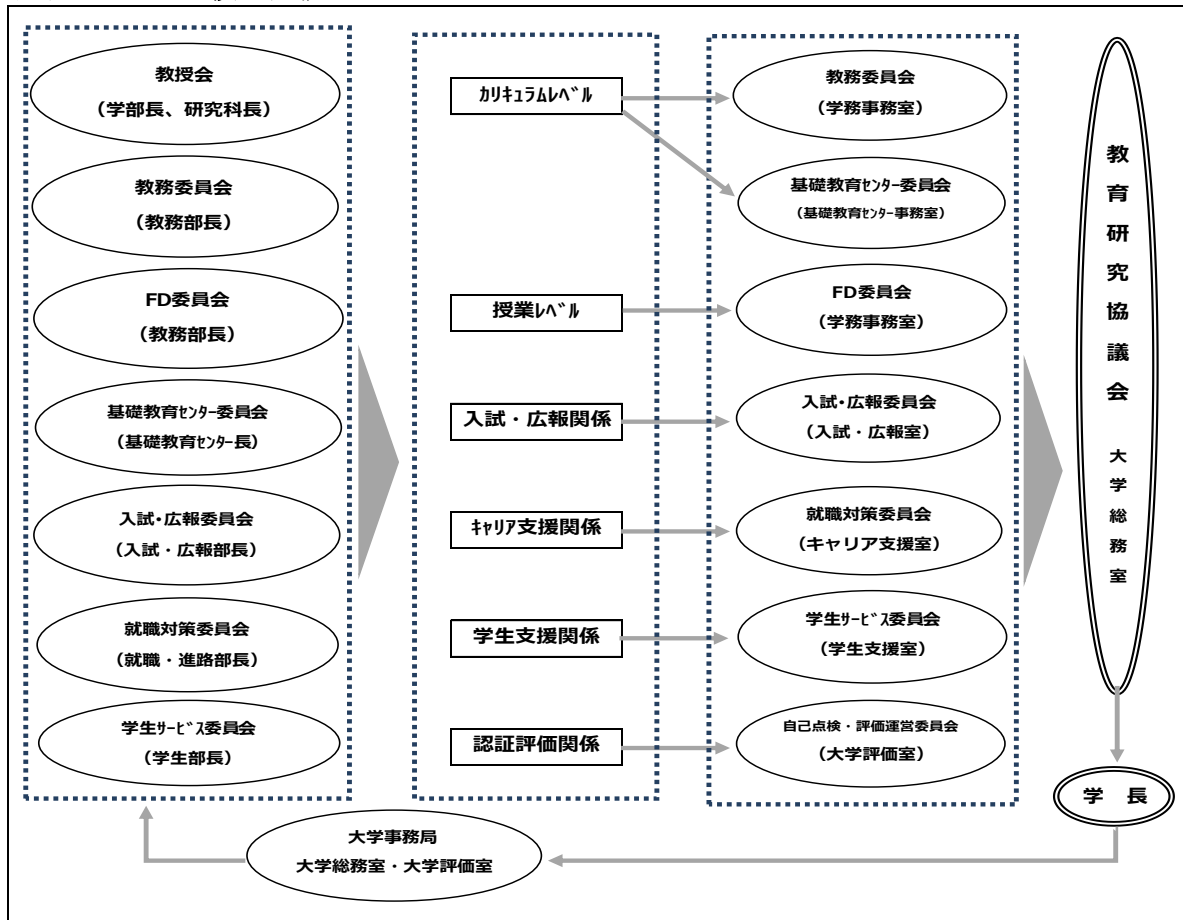
- ④ **学修ポートフォリオ**：「アセスメンター」に入力された GPA、修得単位数や自己評価などを検証し、次年度へ向けて必要な授業改善策の検討を行うことを目的とした評価。
- ⑤ **成績評価**：開講されたすべての科目に対する成績評価が適切に行われているか検証するための評価。
- ⑥ **学外試験**：PROG テスト、TOEIC 等の学外での各種試験結果が、就職活動などにおける自己分析に活用されているかを検証するための評価。
- ⑦ **授業アンケート**：学士力のうち、いずれの力が身についたと感じるか、授業で興味が喚起されたかなどを調査し、授業の質的向上を促すことを目的とした評価。
- ⑧ **学生満足度調査アンケート**：本学が提供する教育及びキャンパス環境などの質が学生を満足する水準であるか、改善すべき点は何かを確認することを目的とした評価。
- ⑨ **卒業時アンケート**：大学での学修成果が卒業後の進路選択にどのように役に立ったかを確認することを目的とする評価。
- ⑩ **卒業後アンケート**：就職してからの学修成果に対する満足度からディプロマ・ポリシーの点検を行うための評価。
- ⑪ **三つのポリシーの整合性点検**：学位授与率、就職率、進学率、留年率、中退率などのデータ分析を通じて三つのポリシーの整合性を点検することを目的とした評価。

教育研究協議会において、収集したエビデンスを点検している。今後は、収集したエビデンスを経年比較し、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行っていく。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、授業アンケートを実施し、学修成果の点検・評価を行ってきたが、アセスメントプランに基づく学修成果の点検・評価については、[図表 3-3-1]のプロセスで進め、大学全体と各学部・学科の教育内容・方法及び学習指導等の改善を行い、フィードバックしている。

[図表 3-3-1] 点検・評価のプロセス



[図表 3-3-1]のプロセスに従って、アセスメント結果を活用し、改善に繋げるための仕組みは概ね以下のとおりである。

- ① 各委員会等及び実施責任者は、「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」に基づき、アセスメント活動を実施する。
- ② 各委員会等及び実施責任者は、アセスメント結果を大学評価室に集約する。
- ③ 大学評価室は、集約したアセスメント結果を教育研究協議会へ報告する。
- ④ 教育研究協議会は、各アセスメント結果を検証し、各委員会に改善を指示する。

また、以上の全学的な取り組みに加え、学科別にも点検・評価結果のフィードバックを行い、FD 研修会のワークショップ（カリキュラムのアセスメントワークショップ）を行うことで、改善活動に繋げている。

その成果として、改善に向けた点検・評価結果のフィードバックは、授業科目ごとに「アセスマンター」で集めた評価をもとに、教員が各自の設定した到達目標に対する成績評価結果と、個々の学生の理解度とを比較検討し、翌年度の授業設計に活かしている。

また、学科内では、個別科目の成績評価と、学生の理解度を確認し、カリキュラムと対比しつつ、科目間連携を強化するなど、必要に応じた授業改善に繋げている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

アセスメントプランを通じた教育改善活動を展開するために、教育研究協議会を中心としてそのマネジメントを適切に行い、PDCA サイクルを定着させる。

【基準 3 の自己評価】

本学は、教育目的を実現するためにディプロマ・ポリシーと、それに基づくカリキュラム・ポリシーを定めている。そして、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成するとともに、教養教育を適切に実施し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級、卒業認定、修了認定基準等を定めて厳正に運用している。さらに、教育目的に定める人材を選抜するためのアドミッション・ポリシーを定めている。この三つのポリシーには一貫性がある。

上記の三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用のために策定されたアセスメント・ポリシーについては、見直しを行いアセスメントプランに全面改定した。このことにより、実施体制及び内容が明確に整理された。

また、シラバスには評価基準等を記載し、成績評価の公正性や透明性を保つ仕組みを作っている。さらに、FD 研修を行い、アクティブ・ラーニングの積極的導入をはじめとした授業方法の改善と工夫を目指した取り組みを継続している。

以上のことから本学は、「基準 3. 教育課程」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学では、学長のリーダーシップの確立のために、特別補佐職位である副学長（2 人）と大学事務局を統括する大学事務局長を置き、管理運営体制を整備している。

教学及び大学運営については学長が決裁することにより、大学全体を掌握する責任体制が取られ、適切なリーダーシップが発揮されている。

また、学長の補佐職位として、入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長を置き、学長が指名した専任教員をあてる。これらの補佐職位を中心に構成される教育研究協議会は、教育に関する重要事項について学長へ意見を述べ、学長によるガバナンス、意思決定をサポートし、教学マネジメントが十分に機能する体制が作られている。

各学部と研究科に教授会を置き、学長が定めた「裁定書」の項目について意見を述べる。

各学部長は、教授会の意見を聴取の上、学長が指名する。法学研究科長は法学研究科教授会における互選によって選出される。

学長は、大学全体の運営等に関わる事項を検討する場として、学部長及び補佐職位で構成される執行部会議を定期的開催し、大学全般の重要事項及び運営事項について意見交換を行っている。

このように、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップが発揮される体制は、それをサポートする補佐職位と組織によって確立されており、それぞれの権限と責任は規程により明確化されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では、学長のリーダーシップの下で教学マネジメントを実施するために、副学長、学部長、研究科長、入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長を置いている。

副学長は、大学の運営を円滑に行っていくために「九州国際大学学則」第 4 条の 3 に基づき、学長を助け、命を受けて校務をつかさどっている。各副学長の担当は、大学改革担当と自己点検評価担当であり、職務等の内容は学長が定めた「裁定書」に明示している。

学部長及び研究科長は、その学部・研究科を代表し、各教授会の議長となり学部及び研究科を運営している。また、学部長の補佐職位として副学部長を置いている。

入試・広報部長は、学長を助け入試・広報に関する業務を整理する。

教務部長は、学長を助け教学に関する業務を整理する。

学生部長は、学長を助け学生生活に関する業務を整理する。

就職・進路部長は、学長を助け学生の進路に関する業務を整理する。

これら学長の補佐職位は、大学のガバナンスにおける分野ごとに置かれている。それぞれの分野での権限に関する事項は、教育研究協議会の議を経て学長が決定する。

教育研究協議会は、大学の重要事項について審議する機関であり、学長、副学長（大学改革担当）、副学長（自己点検評価担当）、法学部長、現代ビジネス学部長、法学研究科長、入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長、大学事務局長及び学長が選任する大学事務職員 2 人から構成される。各学部教授会、研究科教授会、各種委員会から付議された全学的な基本事項は、教育研究協議会の議を経て、学長が決定する。

教授会は、「九州国際大学学則」第 5 条第 3 項で定められた事項を審議するほか、教授会のもとに設置された各種委員会での協議事項等についての報告がなされる。

また、学長が決定を行うにあたり、教授会と教育研究協議会が学長に対して意見を述べることができる事項が明確にされている。

教授会へ特任教授が出席する際には、教授会の同意を得て陪席を認める。また教授会への委任状による出席を廃止した。さらに各学部教授会及び研究科教授会における議事録記載を共通の様式へ整えた。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学部門の事務を統括する機関として大学事務局が設置されている。大学事務局の責任者は大学事務局長であり、大学事務局長は、学長の指揮のもと大学事務局の事務を統括し、職員を監督するとともに各事務室長への指揮命令と各事務室の業務執行を管理する。

大学事務局長は、学長及び副学長とともに、教学及び管理運営業務を執行する。

大学事務局に管理運営など総務担当部署として大学総務室を配置し、法人との調整機能を行っている。

入試・広報委員会は、入試・広報部長のもと、入試・広報室が議題を整理し、大学事務局長及び入試・広報室長が参加している。

教務委員会は、教務部長のもと、学務事務室が議題を整理し、学務事務室長が参加している。

学生サービス委員会は、学生部長のもと、学生支援室が議題を整理し、学生支援室長が参加している。

就職対策委員会は、就職・進路部長のもと、キャリア支援室が議題を整理し、キャリア支援室長が参加している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長の補佐職位の配置による補佐体制が機能し、教授会等からの意見聴取も十分に行われており、学長のリーダーシップが発揮される体制が構築されている。この体制を強化しながら、大学改革と教育改革を進めていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教員組織は、「大学設置基準」及び「大学院設置基準」の定めるところにより、[図表 4-2-1]のように各学部・学科及び研究科に必要な専任教員が配置されている。

【図表 4-2-1】教員配置

学部・学科	基準数	うち 教授数	教授	准教授	講師	助教	計
法学部法律学科	14	7	14	4	—	2	20
現代ビジネス学部地域経済学科	13	7	18	7	—	0	25
現代ビジネス学部国際社会学科	10	5	9	5	—	0	14
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	21	11	—	—	—	—	—
計	58	30	41	16	—	2	59

研究科・専攻	研究指導 教員 基準数	うち 教授数	研究指導 補助教員	基準数 計	研究指導 教員	うち 教授数	研究補 助教員	計
法学研究科 法律学専攻(M)	5	4	5	10	6	6	5	11
計	5	4	5	10	6	6	5	11

教員の採用・昇任に関しては、「九州国際大学教員資格審査規程」、「九州国際大学教員選考に関する内規」、「九州国際大学大学院担当教員資格審査規程」及び「九州国際大学大学院担当教員資格に関する細則」に基づいて、厳正に審査を行っている。

採用については、当該年度の採用人事計画を教育研究協議会の議を経て、教授会の意見を聴取し、学長が決定し、公募を行っている。次に、教員資格審査委員会を設置し、応募者を審査して候補者を教育研究協議会に付議する。教育研究協議会は、その審査に合格した候補者を学長に推薦する。学長は、教授会の意見を聴取し、理事長に採用を具申するための候補者を決定する。

昇任については、年度初めに資格審査基準に該当し、昇任を希望する者は学部長に申し出、それを踏まえて教育研究協議会で昇任人事計画を定める。次に、教員資格審査委員会

を設置し、昇任候補者の業績を審査の上、候補者としての適否を判断し、教育研究協議会に付議する。教育研究協議会は、その審査に合格した候補者を学長に推薦する。学長は、教授会の意見を聴取し、理事長に昇任を具申するための候補者を決定する。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容・方法等の改善についての工夫・検討と開発の場である FD 研修会は、これまで外部講師による講演会形式や本学教員担当の授業科目における創意工夫等を紹介する事例報告及び学部単位でカリキュラム運営上の課題を点検評価するために実施してきたところ、令和 4(2022)年度は、カリキュラムアセスメントワークショップを中心に、以下のとおり実施した [図表 4-2-1]。

[図表 4-2-1] 令和 4(2022)年度 FD 研修会

開催日	実施学部 ・学科	テーマ	実施方法
12月23日	現代ビジネス 学部 地域経済学科	カリキュラムアセスメントワークショップ (カリキュラムの継続的向上活動の定着)	ワークショップ 形式・対面
1月6日	全学部 共通教育	カリキュラムアセスメントワークショップ (カリキュラム体系の中での教養教育の位置づけ)	オンライン
1月6日	現代ビジネス 学部 国際社会学科	カリキュラムアセスメントワークショップ (カリキュラムの中における留学位置づけ)	オンライン
1月11日	法学部	カリキュラムアセスメントワークショップ (中退予防、キャリアコースの体系化)	ワークショップ 形式・対面

研修会の内容は、カリキュラムマネジメントにおいて中心となる学修ポートフォリオシステムの学生入力指導方法、学部教育方針の再検討であり、いずれも学修達成度の検証に結びつく内容である。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用・昇任等による教員の確保と配置は、規程に基づき適正に行われている。

FD 研修において、これまでと同様に授業改善の視点を盛り込んだ取り組みを進めていく。また、ICT を駆使した対面型授業や遠隔授業の在り方など、新しい社会環境に応じた授業形態についても研究を進める機会を設ける。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

職員の資質及び能力の向上の取組みについては、毎年、「九州国際大学 SD(Staff Development)委員会」を開催して、前年度における SD の実施状況を確認するとともに、次年度の実施方針及び実施計画を策定している。

令和 4(2022)年度における SD 活動については、職場外研修を中心に[図表 4-3-1]のとおり実施した。

[図表 4-3-1] SD 研修会

開催日時	内容	対象
4月4日 13:00～ 4月6日 13:00～ 10月3日 9:30～	新任教職員研修会	新任教職員
8月18日 15:30～	人事考課制度考課者研修会	各事務室長
9月22日 13:00～	18歳人口減少期において選ばれる地方大学になるために	全教職員
9月28日 14:40～	就職支援 NAVI システム (JNET) を利用した教職員双方による学生の情報共有について	全教職員
12月7日 15:00～	高等教育政策の動向と主な提言・審議状況等について (情報提供)	全教職員
3月1日 13:00～	ハラスメントになりうる具体例と大学での防止策について	全教職員

その他、全職員には外部団体研修会への積極的参加を推奨しており、具体的には、職員は、日本私立大学協会主催の「事務局長相当者研修会」をはじめ、「学生生活指導主務者研修会」、「大学教務部課長相当者研修会」、「就職部課長相当者研修会」、同九州支部「事務局長会議」、「初任者研修会」、「中堅職員研修会」に参加している。

九州地区の八大学で実施する「教務事務研修会」、九州地区の有力大学で構成する「九州地区私立大学入試・広報連絡協議会」、沖縄国際大学、鹿児島国際大学、熊本学園大学、九州産業大学と本学総務担当者による「九州地区大学総務担当者連絡会議」にも参加している。

また、北九州私立大学・短期大学連携事業に関する協定に基づく 4 大学・2 短期大学に

よる「連携 SD 研修会」に職員が毎年参加し、資質の向上を図っている。

なお、令和 4(2022)年度の外部団体研修会や他大学との研修会は、新型コロナウイルスの感染状況に応じてオンライン形式や対面形式で職員が参加した。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5(2023)年度以降は、令和 3(2021)年度大学機関別認証評価での参考意見を踏まえた研修実施計画を策定し、SD 活動を実施していく。

また、教育改革・改善を進めていくためには、教員・職員による協働体制が必要であるので、状況に応じてプロジェクトを編成し、教職員の資質・能力を向上させる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は教員の研究活動を支援する体制として、大学事務局大学総務室が、各教員の学内研究費及び学外研究費の申請及び執行に関する事務処理等を行っている。学内外の研究費等の執行に関する運用ルールの改善等を図り、適切な研究費の執行・管理を行っている。

このほか、各教員に対する研究環境として、全教員（特任教員含む）にパソコン、インターネット環境、空調、書架等を備えた個別の研究室や共同研究室を整備しており、研究棟（研究室）は入退館カードにより24時間自由に入出入りすることが可能となっている。

さらに、研究者が獲得した外部資金（競争的資金）の直接経費の一定割合が配分される間接経費によって、研究環境を整備・管理している。

研究を推進するための環境整備として、図書館の他に、社会文化研究所及び地域連携センターを設置している。

社会文化研究所

社会文化研究所は、社会・文化に関する調査、研究などを目的としており、毎年度策定する事業計画に基づき、教員が本学及び地域社会に貢献する共同研究に対する助成制度や研究成果等を発表するための出版事業を行うなど、研究環境を整備している。

共同研究等の研究成果は、『社会文化研究所紀要』（年 1 回刊行）等によって公刊され、国内の大学研究所等の研究機関と相互に交換されている。

また、教職員による学内外の競争的研究資金を使用した活動及び調査研究活動等の活動成果報告書として『KIU リサーチジャーナル』（年 1 回刊行）を刊行し、自主的な運営に取り組んでいる。

地域連携センター

地域連携センターは、大学の立地する地域社会が抱えている課題の解決に向け、組織的に調査研究に取り組むとともに、課題の改善・打開に向けた分析を行い、成果の報告会や公開講座、生涯学習機会の提供を通じて地域貢献・地域連携事業を行っている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学の研究活動に対する社会の信頼を維持向上させるため、研究倫理に関する以下の規程を設けており、研究活動を行う全ての者に対して周知・徹底を図り、厳正に運用している。

(1) 九州国際大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについて」に基づき、本学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めている。

(2) 九州国際大学における研究データ等の保存・開示に関する内規

本学における研究活動の成果に係る研究データ等の保存及び開示に関し、必要な事項を定めている。

(3) 九州国際大学公的研究費の管理・監査に関する規程

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」等に基づき、公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定めている。

(4) 九州国際大学における公的研究費の管理運用に関する行動規範

本学が取り扱う全ての研究資金（公的研究費）の管理運用に関する行動規範を定めている。

(5) 九州国際大学公的研究費不正使用防止に関する基本方針

本学における公的研究費の具体的な不正使用の防止対策の指針として不正使用防止対策の基本方針を定めている。

(6) 九州国際大学における競争的資金に係る間接経費の使用に関する規程

本学における競争的資金に係る間接経費の使用に関する方針等を定めている。

(7) 九州国際大学における人を対象とする研究の倫理指針

本学において、人を対象とする研究を倫理的観点から適切に遂行する上で求められる研究者の行動と態度の規準を定めることにより、社会科学的研究を倫理的に適切な形で推進することを目的として定めている。

(8) 九州国際大学研究倫理審査委員会規程

本学における人を対象とする研究の倫理指針に基づき、研究倫理審査委員会の任務、組織その他必要な事項を定めている。

また、研究活動上の不正行為の防止と不正行為が生じた場合に適正に対応するための責

任体制は、ホームページに公開している。

なお、令和 3(2021)年度から公的研究費に関するコンプライアンス教育及び研究倫理教育として「APRINe-ラーニングプログラム (eAPRIN)」を実施しており、受講完了者には「修了証書」の提出を求めている。

さらに、研究者に日本学術振興会作成の「研究倫理 e ラーニングコース」、「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－【テキスト版】」や『THE LAB』(米国の研究倫理教材)の受講を義務付けており、受講完了者には「修了証書」及び「研究倫理教育受講確認表」の提出を求めている。

そのほか、学生・大学院生には基礎教育センターが研究倫理に関するパンフレットを作成し、研究倫理教育を行っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

大学教育職員の研究費は、自己の専攻する学問分野に関する調査・研究を遂行する上で必要な研究費として、個人研究費及び個人研究図書費を設けている。令和 4(2022)年度の予算総額は1,227万6,000円となっている。これらの研究費は、各学部における基礎配分額に加え、研究業績に基づく傾斜配分額を付加する方式により、競争的な研究費配分を行っている。

個人研究費は、個人研究に直接必要な経費として、学会・調査研究のための出張旅費、学会・協会等の会費、雑誌等の書籍購入などに充てられ、「九州国際大学研究費取扱要項」に基づき、適切に管理している。

個人研究図書費は、図書の購入のみに充てられ、大学の資産として図書館資料管理規程に基づき管理されている。

学内の競争的研究資金として学長裁量経費を設けており、毎年6月に公募し、取組の採択は教育研究協議会の意見を聴いて、学長が決定している。

教育職員の資質向上を図るため、「九州国際大学研究活動助成に関する規程」に基づき、海外における国際学会へ出席すること及び学術研究書の出版等に対して一部助成を行っている。

さらに、社会文化研究所と地域連携センターに共同研究費を予算化し、地域社会の発展に貢献する研究活動に対し、研究費を助成している。

社会文化研究所の共同研究費は、本学及び地域社会に貢献する共同研究に対し研究費を助成する制度であり、各研究グループから提出された申請書に基づき、社会文化研究所運営委員会(委員長は所長)で選考し、助成しており、令和 4(2022)年度の予算総額は90万円となっている。

地域連携センターの共同研究費(地域連携推進費)については、各プロジェクトから提出された申請書に基づき、地域連携センター運営委員会(委員長はセンター長)で選考し、助成しており、令和 4(2022)年度の予算総額は150万円となっている。

外部資金については、多くの科学研究費補助金を獲得するために、「新任教員研修会」において、科学研究費補助金の制度説明と研究活動スタート支援の公募説明を行っている。

また、学内での科学研究費補助金公募説明会(科研費制度の概要・公募内容の変更点等)の実施や各種団体から研究助成金の公募があった場合は、公募資料(公募要領・ポスター・

チラシ) を共同研究室に掲出するなど外部資金の獲得を支援している。

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

研究倫理、研究費の運営・管理を適正に行うため、各種ガイドラインの改正に応じて責任体制や諸規程の整備等を行い、研究倫理教育、コンプライアンス教育及び啓発活動を継続して実施する。

また、共同研究費の増額を図るとともに、研究活動の成果を社会へ還元するための仕組みを整備する。

[基準 4 の自己評価]

本学では、各種委員会、教授会、教育研究協議会を適切に運営し、学長が適切なリーダーシップを発揮できるよう補佐体制を整備している。

教員の配置については、「大学設置基準」及び「大学院設置基準」に基づき適切な教員数を配置し、さらに、教員の採用・昇任等については、規程に基づき適切に行われている。

事務組織については、大学事務局長のもと、教学部門、管理部門別に事務組織を設置し、効率的な人員配置が行われている。

教職員の資質向上に向けて、教育内容、教育方法の改善などの教育職員に対する FD 研修及び大学運営に必要な資質・能力向上のための教職員に対する SD 研修を実施している。

研究支援については、大学総務室が学内規程、各種ガイドラインに基づいて研究費の執行、管理を適切に行っている。さらに、研究倫理についても、ガイドラインに基づき規程を制定し、研修会を実施するなどし、適切な研究活動を支援している。

以上のことから本学は、「基準 4. 教員・職員」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本法人の目的は、「学校法人九州国際大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）」第 4 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、誠実有為な人材を育成することを目的とする」と定められており、「教育基本法」、「学校教育法」及び「私立学校法」等の関係法令を遵守して、法の趣旨に従って適正に運営されている。

また、本法人は、理事会を最終的な意思決定機関、評議員会を諮問機関、監事を監査機関として位置づけ、高等教育機関としての社会的責務を果たすために、寄附行為をはじめ「学校法人九州国際大学理事長選考規程」、「学校法人九州国際大学理事長選考会議規程」、「学校法人九州国際大学理事長業績評価規程」、「役員を選任及び理事会の運営に関する規程」、「評議員の選任及び評議員会の運営に関する規程」、「学校法人九州国際大学行動規範（以下「行動規範」という。）」、「学校法人九州国際大学内部監査規程」等の各規程を定め、私立学校としての公共性と自主性を確立するための組織体制を構築し、社会の要請に応えるべく誠実に経営を行っている。

本法人の主体性を重んじ、公共性・公益性をさらに高め、社会からの信頼と更なる支援に繋げ、ガバナンス機能の強化を図ることを目的として、令和 3(2021)年 9 月の第 338 回理事会において「九州国際大学ガバナンス・コード」の制定を決議し、ホームページに公表した。

理事会のもとに管理運営に必要な事務組織として法人事務局を置き、その目的を達成するための管理運営体制を構築し、社会の要請に応えるべく誠実に経営を行っている。

法人事務局は、教育組織や大学事務局と連携して毎年度策定している「事業計画書」に基づき、本法人の将来へ向けた目的実現への努力と単年度ごとの業務を着実に遂行している。

令和 2(2020)年 4 月施行の私立学校法の一部改正に伴い、役員の新善管注意義務及び法人・第三者への損害賠償責任が明確化されたことに伴い、役員等が行う日々の業務についての損害賠償リスクに備え、私大協役員賠償責任保険への加入することを令和 4(2022)年 1 月の理事会で決議し、令和 4(2022)年 4 月から保険契約を締結した。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人の事業に関する中期的な計画は、平成 20(2008)年度に中期ビジョンとして 5 年後の本法人のあるべき姿を目指して、特に重点的に取り組むことが必要な分野について検討

を行い、基本方針及び具体的施策を取りまとめ、「学校法人九州国際大学中期経営計画」を策定した。

以後、5年間の計画期間終了後に各分野における具体的施策の進捗状況等に関する検証を行い、未達項目や課題を精査して、次期計画の策定を行っており、平成26(2014)年に「学校法人九州国際大学第二期中期経営計画」を策定、その後、平成31(2019)年3月の第318回理事会において「学校法人九州国際大学第三期中期計画」を策定し、ホームページに公表するとともに、目標達成に向け取り組んでいる。

また、私立学校法第63条の2に定める情報の公表が義務付けられている書類については、「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」のほか、「寄附行為」、「学校法人九州国際大学役員名簿」、「学校法人九州国際大学評議員名簿」、「学校法人九州国際大学役員の報酬等の支給の基準に関する規程」、「事業計画書」、「監事監査報告書」、「財産目録」、「貸借対照表」、「収支計算書」、「事業報告書」をホームページで公表するとともに、本法人の広報誌であるキュウトビでも財務状況をわかりやすく紹介している。

さらに、情報公開については、学校教育法施行規則第172条の2に基づく情報公開及び教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく情報公開もホームページで公表している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮については、CO₂排出削減や節電対策として、空調や照明の集中管理により、省エネルギー対策に取り組んでいる。

人権への配慮については、「九州国際大学ハラスメント防止に関する規程」及び「学校法人九州国際大学職場におけるハラスメントの防止に関する規程」を定め、ハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するための措置に関し必要な事項を定め、本学における教育研究上、就学上及び就労上の快適な環境の確保並びに学生及び教職員の利益の保護を図ることに努めている。また、人権意識の啓発と指導力の向上のため、平成27(2015)年度より、不定期であるが、外部講師を招いて人権研修を実施している。

危機管理については、「危機管理基本マニュアル」を作成して周知しているほか、「防火管理規程」に基づき火災等の災害対策として「消防計画」を策定し、北九州市消防局に提出している。

また、大地震による自然災害等の不測の事態発生時に、「重要な事業を中断させないこと」、「中断しても可能な限り短い時間で復旧させること」を目指す計画として、「学校法人九州国際大学業務継続計画（BCP）」を令和4(2022)年2月の第344回理事会において制定を決議後、教職員に周知するとともに、令和4(2022)年9月に全学一斉安否確認訓練を実施し、リスク管理に対する意識高揚を図った。

防火・防災管理対策は、外部委託業者との連携のもと管財室施設担当が所管し、キャンパスごとに防火・防災管理者を定めている。令和元(2019)年までは年に1回防火・防災避難訓練を行っていたが、令和2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、従来の実技形式での訓練が開催困難となったため、外部サイトの動画視聴を中心とした研修形式で実施している。

学内における緊急時の救命対策として、キャンパス内8ヵ所にAEDを設置しており、

大学ホームページにて設置場所を公表している。

教職員の健康保持増進及び疾病予防対策については、各事業場（平野キャンパス・枝光キャンパス）で安全衛生委員会を開催し、「職員の健康保持増進」、「安全な職場環境の保持・改善」、「労働災害の防止」等について継続的に検討を行っている。職員の健康保持については、健康診断及びストレスチェックの結果等に基づき、産業医との連携を図りながら、当該職員の実情を考慮したうえで、必要な措置を講じている。令和4年度は安全衛生計画「安全衛生教育」の一環として、令和4(2022)年11月に「睡眠について～より良く眠るための心得 睡眠6ヶ条～」というテーマで精神衛生研修会を開催した。その他教職員の疾病予防対策としては、季節性インフルエンザ予防接種を推奨し、費用の一部補助（1回分）を毎年行っている。

令和2(2020)年3月から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症への対策については、理事長名で文書を発出し、複数回に亘って注意喚起を行ったほか、安全衛生委員会において、新型コロナウイルス感染症を発症した場合等の対応について審議し、サービスの取り扱いを定め、「新型コロナウイルス感染対策報告書」、「フローチャート」、「健康観察・行動記録表」等の各種様式を作成し、教職員に周知した。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は、十分維持されており、適切に対応している。

令和7(2025)年度より施行される改正私立学校法に則し、寄附行為の変更等、適正なガバナンス改革を進める。

安全面については、地震・台風等自然災害に関する危機、火災・地震等施設に関する危機、ネットワーク障害、個人情報漏えい等に対する緊急事態発生時に、迅速かつ適切に対応するために、必要に応じて「危機管理基本マニュアル」及び「学校法人九州国際大学業務継続計画（BCP）」を改正していく。

情報の開示については、これからの社会の変化やニーズ多様化に合わせて適宜、情報を公開する。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

「基準項目5-2を満たしている。」

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本法人の最終的な意思決定機関である理事会は、「寄附行為」第18条の規定に基づき、理事長が招集し、原則として毎月1回開催しており、常時、監事が出席して法人の業務と財産状況を監査している。理事会では、予算、決算、資産の管理・運営、寄附行為や重要

な規程の改廃、学部・学科の構成、入学定員や授業料改定等の重要事項の審議・決定を行っている。

役員は、「寄附行為」第6条第1項に理事10人、監事2人と定めている。理事の構成は、九州国際大学学長1人、九州国際大学附属高等学校長1人、評議員のうちから理事会が選任した者2人、九州国際大学同窓会員で同窓会の推薦した者のうちから理事会が選任した者1人、九州国際大学附属高校同窓会員で同窓会が推薦した者のうちから理事会が選任した者1人、学識経験のある者のうちから、理事会が選任した者4人であり、本法人の運営に多様な意見を取り入れることに配慮し、理事定数10人のうち、5人が外部の理事としており、理事会の構成は、意思決定機関として適正な体制となっている。

「寄附行為」第8条第1項第3号から第6号までの理事の選任については、「役員の選任及び理事会の運営に関する規程」第2条（理事の推薦）の規定に基づき、理事長、常勤理事のうち理事長が指名した者1人（常務理事）、寄附行為第8条第1項第1号理事、同項第2号理事、同項第4号理事、同項第5号理事が協議の上、理事会に推薦し、理事会で選任している。

監事は、理事、評議員、職員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であり、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、選任している。私立学校法第39条に定める役員の兼職禁止条項に違反する事実もなく、適正な構成となっている。

また、令和4(2022)年度は理事会が12回開催され、理事の出席状況（実出席率）は88.3%であり、適切に運営されている。

理事会は、「寄附行為」に定める重要事項の審議を行い、その規定に従って厳正にその職務を遂行している。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、私立学校法等関連する法令等を反映した「寄附行為」に基づいて、適切に機能している。今後、改正私立学校法に基づいたガバナンス改革が急務であり、社会の要請に応え得る実効性のある組織体制を構築していく必要があるため、令和4(2022)年10月27日第353回理事会において、「学校法人のガバナンス改革と対応方策のポイント」のテーマで外部有識者による研修会を実施した。今後も役員対象の研修会を開催し、大学運営におけるガバナンス強化に対する認識を深め、改革を推進していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

管理部門と教学部門との連携は、法人運営会議がその役割を果たしており、原則として、理事会の1週間前に開催している。法人運営会議の構成員は、理事長、法人事務局長、学長、副学長、法学部長、現代ビジネス学部長、大学事務局長、附属高等学校長、附属高等学校副校長、附属中学校長及び附属中学副校長の12人であり、そのうち教学部門から9人の委員が参画している。

法人運営会議では、理事長が議長となり議事を進め、理事会及び評議員会に諮る議案のほか、法人及び各部門の管理運営における課題や将来構想、資金運用状況、学生・生徒募集状況、就職・進路状況等本法人の業務運営に関する重要事項について協議を行い、各部門の責任者との連携を図っている。

また、法人運営会議で審議する教学部門の議案については、教育研究協議会の議を経て、学長から提案されており、教学側の意向は十分反映されている。

なお、理事会の意思決定事項については、理事である学長から教育研究協議会に報告がなされ、教授会に対しては、学部長から随時報告がなされており、教学部門の運営に直ちに反映されているため、管理部門と教学部門との連携は円滑に図られている。

また、理事会及び評議員会には管理部門の責任者である法人事務局長、大学事務局長及び教学の代表である副学長及び学部長が、理事会及び評議員会に陪席しており、その決定事項や報告事項等については、部門別の会議等を通じて報告されており、情報も共有されている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人では、法人運営会議において大学側の委員と法人側の委員が意見を交換することで、相互チェック機能を果たしている。

法人全体の管理運営状況のチェック機能として、「寄附行為」第17条に定める法人の業務監査、財務の状況の監査、理事の業務執行状況の監査を行う「監事」と理事会の諮問機関として、「寄附行為」第23条に掲げる事項を諮問し、意見を述べる「評議員会」がその役割を担っている。

監事は、定数は2人で、監事の選任については、法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任するものとしており、任期は3年である。監事は、「寄附行為」に基づき、理事会及び評議員会に出席して、理事の業務の執行状況、学校法人の業務の執行状況及び財産の状況を監査している。

業務監査のうち、教学監査については、大学の各部署に教学に関する日常業務の状況についてのアンケートを行い、担当部署にPDCAサイクルを基準にした項目に沿って自由な記述を求めている。現状の取り組みに対し、どのような認識に立ち、現状の分析・検証を行い、その結果、課題にどう取り組んでいるかを、アンケートを通じて把握することとしている。毎年度、同様の項目について継続的にアンケートを行い、その記述の変化に着目して、教学に関する取り組みを注視していくという意図を持って実施している。

評議員会は、評議員の定数を、私立学校法第41条第2項に定める、理事の定数の2倍

を超える人数とし、「寄附行為」に 25 人と定めている。その内訳は、この法人の設置する学校の教育職員及び研究職員のうちから理事会の選任した者 8 人、この法人の設置する学校の事務職員のうちから、その互選による者で理事会の選任した者 3 人、この法人の設置する学校を卒業した年齢 25 年以上の者で、同窓会の推薦した者のうちから、理事会の選任した者 10 人、九州法学校、九州専門学校、八幡専門学校及び八幡大学短期大学部を卒業した者のうちから、理事会の選任した者 1 人、学識経験のある者のうちから、理事会の選任した者 3 人となっている。評議員の任期は 3 年で、評議員会の議長は、出席評議員のうちから評議員会で選任される。

理事長は、「寄附行為」第 23 条に定める諮問事項について、理事会開催の前に評議員会の意見を聞いた上で、理事会で審議している。「寄附行為」第 38 条に定める決算及び事業の実績については、評議員会に報告し、意見を求めている。

また、令和 4(2022)年度中に開催された評議員会の出席状況（実出席率）は 89.3%であり、適切に運営されている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後、法人の業務執行の円滑化を図るため、理事会の審議事項及び理事と評議員会との関係に関する規程を整備するとともに、法人運営会議を発展的に改組し、通常業務の意思決定と執行を行う体制を構築する計画である。

また、教学監査として行っている教学に関するアンケートは、データの経年変化把握のため、毎年度、継続的に同じ項目について実施し、その回答結果を教学面の業務改善に繋げてもらう意図で取り組んでいる。あわせて、アンケートに回答する過程においても、振り返りの中で新たな課題を発見し、改善策を考えるきっかけになることを期待している。今後、回を重ねていく過程で、新たな課題や改善策を検討することを期待しており、そのうえで、個別の教学監査を実施するなどの方法を講じる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は、平成 30(2018)年度に「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画 2019 年度～2023 年度【5 ヵ年計画】」を策定し、理事会の承認を経て実行中である。令和 4(2022)年度は、前年度に法人運営会議及び理事会に報告した進捗状況を踏まえ、当該計画の最終年

度に向けて教育活動並びに経営活動を推進した。

本計画中の「第5章 管理運営等に関する目標と達成方策」においては、「戦略Ⅴ 経営効率化、組織活性化による財政基盤の安定と計画の実行」を掲げ、財務規律の確立を念頭に適切な予算編成を実施している。具体的には、日本私立学校振興・共済事業団による経営判断指標や文部科学省による「学校法人運営調査における経営指導の充実（通知）」の経営指導強化指標に基づき、事業活動収支計算書における経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額の安定的な黒字化を目標としており、これは、本法人の持続的発展に向けて資金的余裕が生まれる収支構造を維持することで財務基盤を強化し、法人全体の経営を好循環に導くものである。

これら中期経営計画に基づく事業計画の策定及び予算編成については、設置学校の執行部や事務局の管理職等を対象とした予算編成説明会を毎年10月頃に開催し、法人運営会議及び理事会で承認された予算編成方針等の説明を行い、十分な検討期間を設けて予算編成作業に着手している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成29(2017)年4月に経済学部及び国際関係学部を改組し、現代ビジネス学部を設置すると同時に、入学定員を600人から500人に減員することで収支バランス均衡に努めている。新学部設置以降は安定的に入学者を確保しており、令和元(2019)年度以降の収容定員についても収容定員充足率100%超を継続して維持できており、財務基盤の強化に貢献している。

補助事業については、採択型補助金等への申請を前提とした事業計画の策定を求めている。直近では、令和元(2019)年度、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度に私立大学等改革総合支援事業タイプ3「地域社会への貢献（地域連携型）」に選定されており、収入増に貢献してきたが、令和4(2022)年度は不選定という結果になった。

寄付事業については、趣意書に基づき、設置学校の教育研究用施設設備及び環境整備事業を用途とした寄附金を募集しており、第2期〔平成30(2018)年度～令和4(2022)年度：5年〕の募集活動では、目標額1億円に対して9,777万円の実績(97.8%)となった。

また、法人税法上の収益事業として、席貸業・不動産貸付業・駐車場業等を実施しており、毎年4,000万円程度の収入を計上し、財務基盤の向上に大きく貢献している。

金融資産の運用については「学校法人九州国際大学金融資産運用規程」及び「資金運用委員会規程」に基づき、安全性を第一とした資金運用を行っている。

負債に関しては、令和2(2020)年度をもって日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を約定どおり完済し、その後、借入金のない健全な経営を行っている。

これらを踏まえた本法人の収支状況は、平成30(2018)年度以降、5期連続で黒字化を達成し、令和4(2022)年度決算は基本金組入前当年度収支差額が2億5,820万円の収入超過となっている。この結果、令和4(2022)年度末の経営状態は、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標の全14区分のうち、「A3：正常状態」に位置し、4期連続で「A3：正常状態」を維持しており、安定した財務状況である。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

「経常収支差額」及び「基本金組入前当年度収支差額」の均衡を維持し、毎年、減価償却引当特定資産への資金の積立てを行うとともに、竣工から 20 年を迎えた校舎等の維持・更新計画や時代に則したキャンパスへのリニューアル計画など、大規模事業に関する中長期的な事業計画を策定していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計処理は、各設置学校に会計担当者を置き、法人事務局が会計事務を統括処理している。日常の会計処理は、学校法人会計基準に従い、本法人の「会計規程」、「資産管理規程」に基づき適切に処理されている。予算の執行については、会計システムを導入しており、各予算管理部署によって起票された伝票によって「学校法人九州国際大学事務専決規程」に基づき、予算執行の可否が決定される。

予算執行に際しては、毎年 4 月に法人事務局長（会計責任者）が予算概要説明会を招集し、予算管理部署長及び会計担当者を対象として、留意点等を周知徹底している。

なお、期中に予期せず発生した事象に対応する予算措置については、当初予算において一定額の予備費を確保しており、「会計規程」第 60 条に基づき、会計責任者である法人事務局長が理事長の承認を経て執行している。

また、予備費の範囲を超える予算の追加、その他の予算の変更を必要とする場合は、「会計規程」第 59 条に基づき補正予算を編成し、評議員会の意見を聴き、理事会の承認を経て執行している。令和 4(2022)年度は、第 1 次補正予算（3 月）において予算の追加・変更等の審議を行い、評議員会に意見を求め、理事会の承認後、事業を実施した。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人は、学校法人会計基準に準拠した会計処理及び決算を行っており、令和 4(2022)年度は、あゆみ監査法人と監査契約を締結し、同法人に所属する公認会計士 4 人及びサポートスタッフ 1 人、計 5 人によって延べ 39 日間の会計監査を受けた。

監査法人(独立監査人)による「定期監査」は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき行われ、帳票、証憑書類、稟議書に基づく会計処理の妥当性や理事会、評議員会の開催状況及び規程に基づく諸手続きの適正性等について検査されている。「現物監査」については、年に 1 回、機器備品、図書等の資産台帳との照合及び取得・除却手続きの状況につい

て、ヒアリングに基づき監査されている。加えて、毎年4月1日には、「現金及び貯蔵品実査」が実施されている。毎年度の監査最終日には、監事、監査室長、法人事務局長(会計責任者)、その他学内関係者を対象として監査講評の場を設け、監査法人から決算概要及び監査結果の報告を受けて意見交換を行うとともに、経営状況及び業務内容に関する改善事項等の指摘を受けるなど、厳格な対応がなされている。

監事監査については、本法人に2人の監事(非常勤)を置き、私立学校法第35条、第37条第3項及び「寄附行為」第17条に基づき、監査を実施している。

内部監査については、「会計規程」第70条第3項の規定に基づき内部監査を実施するために監査室を設け、監査人(2人)を任命している。

監事及び監査人は、年度当初に監査計画書を策定し、予め理事長の承認を得て法人運営会議及び理事会への報告し、業務を履行している。監査にあたっては、原則として「内部監査実施通知書」に基づき事前に予告し、書面監査及び実地監査等による方法で実施している。監査実施後は、当該部署の責任者に対し監査結果について講評を行い、内部監査報告書を理事長に提出している。また、理事長が、内部監査報告書を受けて重要と認めた事項については、改善指示書を対象となる部署及び監査室に送付し、期限を定め内部監査改善状況報告書を求めており、業務改善に向けて組織的に対応している。

監事及び監査人による監査結果については、監事監査報告書及び監事監査実施状況報告書をもって総括し、法人運営会議及び理事会に報告することで内部統制を図っている。

(3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

私立学校法改正(令和2(2020)年4月1日施行)に伴い、監事の職務権限及び理事・理事会への牽制機能が強化されたことを踏まえ、これまで以上に、監事(非常勤)、監査人(常勤)、監査法人及び法人事務局との連携を深め、業務監査や教学監査の強化に向けて監事の職務を補佐する体制を構築する。

【基準5の自己評価】

本法人の経営・管理は、「寄附行為」に基づき高等教育機関としての社会的使命を果たすべく、建学の精神の具現化と法人の使命・目的達成に向け、継続的に努力している。また、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめ、関係法令等を遵守し、法人運営に係る各業務が適切に遂行できており、これらをチェックするガバナンス機能の役割を担う監事及び監査機能も適切に機能している。

理事会の機能については、理事会の開催回数及び理事の出席状況も適切であり、管理・運営上の意思決定も適切に遂行されている。

管理部門と教学部門との連携は、法人運営会議がその役割を果たしており、理事会や評議員会に諮る議案、法人及び各部門の管理運営における課題、資金運営状況、学生生徒募集状況、就職・進路状況等、本法人の業務運営に関する重要事項を審議し、各部門の責任者との連携と意思疎通が図られている。

財務基盤の確立に向けて、中期経営計画では資金的余裕が生まれる収支構造を維持すると掲げており、事業計画の策定及び予算編成についても、理事会で承認された予算編成方針に基づき、長期間の作業工程を確保して編成作業を実施している。予算編成方針では、事業活動収支予算書における基本金組入前当年度収支差額の均衡を目指した予算編成に努めており、各設置学校に対して収支のバランスを考慮した編成作業を要請している。

その結果、財務運営については、学生生徒等納付金収入の安定的な確保及び外部資金の獲得等により、直近 5 期の決算状況が黒字化され、収支バランスは良好である。

予算執行の際は、法人事務局長(会計責任者)が 4 月に予算概要説明会を開催し、厳格な予算執行、適切な会計処理の実施に向けて注意喚起しており、学校法人会計基準や本法人の規則等に基づき適切に会計処理を実施している。

会計監査体制及び監査履行状況については、内部監査を実施する監査人(常勤)を中心として公認会計士及び監事(非常勤)との連携が図られ、適切に監査業務が実施されている。

以上のことから、本法人の「基準 5. 経営・管理と財務」については、その目的の実現について、適正な組織運営、監査体制、厳正な会計処理がなされていると評価できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学の使命・目的を達成するために、本学は、以下のような内部質保証のための自己点検・評価及び改善を進めている。

1. 全学的な方針としての「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」

本学は中期計画を作成し、平成 28(2016)年度からの「九州国際大学第三期中期計画 2016-2020」に基づいて、継続的な大学改革と教育改革を実施してきた。「九州国際大学第三期中期計画」に示された各到達目標の進捗状況を数値化した報告書「九州国際大学第三期中期計画(2016-2020)総括 - 主な取り組みと成果」がまとめられ、令和 3(2021)年 2 月の教育研究協議会において報告され、承認されている。

「九州国際大学第三期中期計画 2016-2020」を終了するにあたり、令和 3(2021)年以降を対象とした九州国際大学中期計画を「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」に移行することが、令和 3(2021)年 3 月の教育研究協議会の議を経て、学長が決定した。

「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」では、戦略 I から V までを重点項目として掲げており、特に「戦略 I [教育力]：地域に根ざし、地域に必要とされる教育の実践」において、大学の内部質保証について次のように述べている。

1. 大学における教育の質の保証の確立

- (1) 学修成果の可視化
- (2) 組織的・体系的な教育の実施
- (3) 学生を育てる教育への転換
- (4) 教育環境の整備
- (5) 教育情報の公開

これらに基づいて、継続的な大学改革と教育改革を展開している。中期計画の達成状況の点検と評価は、九州国際大学自己点検・評価運営委員会（以下「自己点検・評価運営委員会」という。）をはじめ、各会議体の取り組みを通じてなされている。

また、令和元(2019)年度から、新たな学修成果に関する自己点検・評価のためにアセスメントプランに基づく評価を行うことで改善を図っている。

以上のように内部質保証に関する全学的方針は明示されている。

2. 内部質保証の恒常的組織体制の整備

内部質保証の恒常的組織としては、自己点検・評価運営委員会と教育研究協議会が設置

されている。

本学のアセスメントプランの目的は、三つのポリシーが適切であるかどうか、また、本学の教育カリキュラムが三つのポリシーに基づき適切に機能しているかを、多面的、総合的に点検・評価し、必要な教育改善に繋げることにある。

アセスメントプランは、ディプロマ・ポリシーが目標とする学士力を入学前・入学時、在学中、卒業時・卒業後の指標に再構成し、多面的、総合的な点検・評価に資する機能がある。そのため、厳格かつ公正な成績評価だけでなく、多面的な学習到達度の評価を行うため、11項目からなる「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」に基づく評価項目を設定し、項目ごとの調査データを収集している。これら点検・評価のための調査、アンケート、情報集約と蓄積、評価、改善指示の作業は教育研究協議会が中心となっており、また調査結果データは、大学評価室が一元的に管理している。

3. 学長を中心とした責任体制の明確化

本学の使命・目的及び教育目的、三つのポリシー及び「九州国際大学第三期中期経営計画」に基づいた継続的な大学改革と教育改革を進めるために、自己点検・評価を全学で定期的に実施し、自己点検・評価運営委員会が中心となっており、『九州国際大学自己点検・評価報告書』を作成し公表してきた。また、「九州国際大学自己点検・評価運営委員会規程」第6条に「学長は、前条第2項の自己点検・評価報告書に基づき本学の教育研究活動等について、改善が必要と認められるときは、その改善のために必要な施策を講じなければならない」と定められている。

なお、本学の自己点検・評価運営委員会と教育研究協議会の構成員は重複しているため、情報共有が可能となっており、また学長の決定に従うことになっているため、学長を中心とした内部質保証の責任体制が明確になっている。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

令和4(2022)年9月に全面改訂されたアセスメントプランに基づく評価を行うための「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」に基づいたデータ収集を進め、点検・評価し、教育改善活動を展開していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

「基準項目6-2を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、「学校教育法」第 109 条に基づき、「九州国際大学学則」第 2 条において「本学は、その教育研究準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う」ことを定め、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うために、九州国際大学自己点検・評価運営委員会を設置している。ここでは学長が委員長となり、副学長、学部長をはじめ全ての大学役職者が参加し、委員会の事務局は大学評価室が担当している。なお、全学的な点検・評価を統括する副学長（自己点検評価担当）を配置し、自主的・自律的に内部質保証のための自己点検・評価を行っている。

平成 30(2018)年以降は、日本高等教育評価機構の第 3 期認証評価システムに基づく基準に沿ってエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を行っている。報告書の基本的な作成は、各学部長、研究科長、各部長及び各室長がそれぞれのデータとエビデンスを基礎に評価し、副学長（自己点検評価担当）と大学評価室がデータとエビデンスを確認しながら取りまとめる。報告書は九州国際大学自己点検・評価運営委員会において作成し、学長に報告した上で、年度ごとにホームページで公表している。

また、外部評価委員会は、学外の有識者で構成され、教学マネジメントその他に関わる重要事項を学長に提言する機関であり、2 年に 1 回開催される。外部評価委員会は新型コロナウイルス感染症の影響により中断していたが、令和 3(2021)年度から対面による開催が再開された。

本学では次のように、エビデンスに基づいた自己点検・評価が自主的・自律的に行われ、その結果が全学で共有され社会へ公表されている。

1. 「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」に基づく自己点検・評価

本学は、「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」に基づき、PDCA サイクルによって、改善・改革を進めていく体制を整備している。

「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」は、大学の自己点検・評価活動による課題や展望をも踏まえて作成されたものである。学校法人全体の中期計画作成過程において、大学各部署からの情報や意見をくみ上げる手立てが十分とられている。

2. 「アセスメントプラン」に基づく自己点検・評価

現状把握のための調査・データの収集と分析は、これまでも十分に行われてきた。すなわち、自己点検・評価活動に限らず、現状分析のための必要な調査とデータ収集及びその分析は、教務、FD、入試・広報、学生支援、キャリア支援、財務等、様々な業務を担当する各委員会や事務局の各部署がそれぞれ必要に応じて実施してきた。

具体的には、本学のアドミッション・ポリシーに相応しい学生の受入れ状況や志願状況、選抜方法、新入生へのアンケート等は、入試・広報室と入試・広報委員会が中心となりデータを収集し、調査・分析している。学務事務室と FD 委員会においては、半期毎に学生に対して「授業アンケート」を実施し、そのアンケート結果と分析結果を各担当教員に通知し、各教授会において全ての教員についてのアンケート結果と分析結果を公表している。

学生支援においては、カウンセラーによる学生相談の利用状況や相談内容等は定期的に報告書が作成され、保健室の利用状況等については、保健委員会において報告があり、その後、各教授会にも報告されている。毎年の卒業生の進路決定状況等についてもキャリア支援室と就職対策委員会においてデータの収集と調査・分析がなされ、各教授会に定期的に報告されている。

このように従来から十分なデータ収集と分析が行われてきたが、さらに広範囲なエビデンス獲得を目指したアセスメント・ポリシーを令和元(2019)年に制定し、令和4(2022)年アセスメントプランに全面改定した。

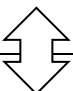
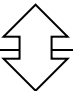
本学のアセスメントプランは、ディプロマ・ポリシーが目標とする学士力について、多面的、総合的に評価を行うための11項目からなる「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」が採用されている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映することを目的として、以下のような調査・データの収集と分析が行われている。

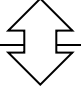
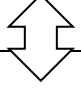
【図表 6-2-1】アセスメント対象及びその指標

【学部】

	マネジメント体制	入学前・入学時 (APを満たす人材かどうかの検証)	在学中 (CPに則った学修成果の検証)	卒業時・卒業後 (DPの学修達成度の検証)
大学レベル	教育研究協議会 	以下の各指標を、多面的、総合的に点検・評価し、教育改善活動を行う ⑬3つのポリシーの整合性点検 (学位授与率/就職率/進学率/留年率/中退率等)		
学位プログラムレベル	各教授会 各委員会 学科会議※ 	①各種入学試験(面接、志願理由書、調査書の記載事項等、入試区分別成績) ②プレイスメントテスト(英国数社の基礎学カテスト)	③シラバスの第三者チェック ④学修ポートフォリオ/Assessor(GPA、修得単位数、科目ごとの達成度評価等) ⑤成績評価【直接評価】 ⑥学外試験【外部評価】 ⑦授業アンケート ⑧学生満足度調査アンケート	⑨卒業時アンケート ⑩卒業後アンケート
授業科目レベル	各教員		③シラバスの第三者チェック ④学修ポートフォリオ/Assessor(GPA、修得単位数、科目ごとの達成度評価等) ⑤成績評価【直接評価】 ⑦授業アンケート	

※学科会議とは、学科・コースレベルの会議

【大学院】

	マネジメント体制	入学前・入学時 (APを満たす人材かどうかの検証)	在学中 (CPに則った学修成果の検証)	修了時・修了後 (DPの学修達成度の検証)
大学レベル	教育研究協議会 	以下の各指標を、多面的、総合的に点検・評価し、教育改善活動を行う ⑦3つのポリシーの整合性点検 (学位授与率/中退率等)		
研究科レベル	教授会 各委員会 	①入学試験(面接、筆記試験、研究計画書の記載内容等)	②シラバスの第三者チェック ③成績評価(修得単位) ④授業アンケート ⑤院生アンケート	⑥学位論文
授業科目レベル	各教員		②シラバスの第三者チェック ③成績評価(修得単位) ④授業アンケート	

この評価プロセスにおいては、厳正かつ公正な成績評価だけでなく、多角的な学修到達度の評価を行うための多様な調査・アンケートを実施している。

これらのデータに基づいて、学修成果の点検・評価が行われる。そのPDCAサイクルの過程は、「3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック」の記述と[図 3-3-1]において示したとおりである。このフレームに基づいて大学全体と各学部・学科、研究科及び学生支援の各部局の業務改善に向けたフィードバックを行う。

[図 6-2-1]は、教学におけるIR活動の中心となるものである。ここから得られるエビデンスデータに基づいて、三つのポリシーの整合性の点検を行い、多面的に評価する。このプロセスを通じて教育の内部質保証を実現する。

また、本学ではIR室という名称の部署を設けず、アセスメントプランに基づく各種調査結果を管理する部局として大学評価室を設置している。

アセスメントプランに沿って集約された情報は、大学評価室において管理されている。

(3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

令和元(2019)年5月にアセスメント・ポリシーとして制定し、令和4(2022)年9月に全面改定されたアセスメントプランに基づき、IRを定着させる。これらの調査によって得られた基礎データを確実に把握・収集・分析し、今後の自己点検・評価に生かしていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は平成 28(2016)年度からの「九州国際大学第三期中期計画 2016-2020」及び令和 3(2021)年度からの「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」に基づいて、継続的な大学改革と教育改革を実施してきた。また単年度ごとに『九州国際大学自己点検・評価報告書』が作成され、計画の進捗状況をチェックしてきた。自己点検・評価のサイクルとして、自己点検・評価運営委員会で前年度の取組状況に基づいて、各部署の責任者に対して自己点検・評価を依頼する。その結果を自己点検・評価運営委員会で取りまとめ、外部評価委員会に意見を求め、その後、学長に報告するとともにホームページで公表し、学内外に周知している。

また、アセスメントプランによって、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーに基づく PDCA サイクルを学部・学科、研究科だけでなく、その他の部署を含めた大学全体において確立することを企図している。

また公益財団法人日本高等教育評価機構による令和 3(2021)年度大学機関別認証評価を受審し、「適合」の判定を受けた。

以上のように、本学では内部質保証のための PDCA サイクルを確立している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、教育理念、使命・目的を踏まえ、地域社会から評価される大学運営を行うために、「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」に基づき、自己点検・評価活動を行っているが、特に、入学定員の確保、地域貢献、就職進路の強化を重点項目として取り組んでいく。

また、令和 6(2024)年度から「学校法人九州国際大学第四期中期経営計画」がスタートするため、経営理念・ビジョンである「安定的持続経営」、「地域No1」を目指して教育・研究、社会貢献、国際交流の活動を行っていく。

[基準 6 の自己評価]

本学は、令和 3(2021)年以降「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」に基づき『九州国際大学自己点検評価書』を作成・公表し、PDCA サイクルを進めている。

また、公益財団法人日本高等教育評価機構による令和 3(2021)年度大学機関別認証評価を受審し、適合の判定を受けた。

特に、教育の内部質保証の点では、令和元(2019)年に制定されたアセスメント・ポリシーを令和 4(2022)年にアセスメントプランとして全面改定し、11 項目に整理されたカリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づいた調査を実施し、自己点検を行っている。

以上のことから本学は、「基準 6. 内部質保証」の趣旨を満たしていると評価できる。

IV. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	「該当なし」
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人九州国際大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	『九州国際大学 GUIDE BOOK 2024』 『九州国際大学 大学院案内 2024』	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	九州国際大学学則 九州国際大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	『令和 6(2024)年度入学者選抜要項』 『2024 年度大学院修士課程入学試験要項』	
【資料 F-5】	学生便覧	
	『九州国際大学 学生便覧 2023』	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 5 年度 学校法人九州国際大学事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 4 年度 学校法人九州国際大学事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	HP 交通アクセスマップ URL: https://www.kiu.ac.jp/about/access/ HP キャンパスマップ URL: https://www.kiu.ac.jp/about/campasmap/	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人九州国際大学規程一覧及び規程集（電子データ）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人九州国際大学役員名簿（令和 5 年度） 評議員名簿（令和 5 年度） 理事会、評議員会の開催状況（令和 4 年度）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算等の計算書類（令和 4 年度） 監事監査報告書（令和 4 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	『九州国際大学大学生活について 2023』履修ガイド（60 頁～113 頁） シラバス 2023（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	3 つのポリシー HP 3 つのポリシー URL: http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	